



鳥取県公報

平成14年3月19日(火)
号外第34号

毎週火・金曜日発行

目 次

監査公告 監査結果の公表(2) 1

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、事務の執行について監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成14年3月19日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦

鳥取県監査委員 井 上 耐 子

鳥取県監査委員 中 尾 享

鳥取県監査委員 湯 原 俊 二

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

この監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に行われているか等について実施するもの(以下「行政監査」という。)である。

本県では、平成13年度から行政監査を実施することとし、特定の課題を選定して実施したものである。

2 監査対象事務及びその選定理由

(1) 相談業務の実施状況について

社会が大きく変化している中、県民が直面する悩みごとや問題は、複雑かつ多様化してきており、これらの解決等を支援する県の相談業務は、県民福祉に寄与するとともに、県民の声を行政に反映させる機能を有し、行政運営を円滑に推進する上でも重要な業務となっている。

そこで、県民サービスの向上に資することを目的として、県の機関で実施している相談業務のうち、県民の抱える身近な悩みごと等の相談業務(許認可等の事務や業務の中で付随的に実施しているものを除く。以下同じ。)が、効率のかつ効果的にその機能を発揮し、県民のニーズに的確に対応しているか等について監査を実施した。

(2) 審議会等の機能及び活動状況について

県においては、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)及び県

が定めた要綱、要領等により設置されている附属機関と類似の機能を有する機関（県及び市町村等の行政関係者だけで構成されているものを除く。以下「要綱等設置の審議会等」という。）が設置され、県行政を推進する上で専門的知識の導入、県民の意見の反映等、重要な役割を果たしている。

特に、近年は行政需要の多様化が進んでおり、これに適切に対応するための方策として附属機関及び要綱等設置の審議会等（以下「審議会等」という。）の一層の有効活用が求められている。

そこで、今後の行政事務の改善に資することを目的として審議会等がその機能を十分に発揮しているか、運営が適切に行われているか等その機能及び活動状況について監査の対象とした。

第2 相談業務の実施状況について

1 監査の実施

(1) 実施期間

平成13年2月から平成14年2月までの間に実施した。

(2) 実施方法

監査対象機関から関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取する監査（以下「書面監査」という。）を実施するとともに、監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本とした監査（以下「実地監査」という。）を実施した。

(3) 監査の対象業務

ア 知事部局

番号	相談業務名	所管部	所管課（室）	相談業務実施機関名
1	県行政相談	総務部	県民室	県民室・各県民局
2	女性相談	福祉保健部	福祉保健課	福祉相談センター
3	身体障害者相談	〃	障害福祉課	〃
4	知的障害者相談	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃	各健康福祉センター
6	精神保健相談	〃	〃	精神保健福祉センター
7	〃	〃	〃	各健康福祉センター
8	介護保険等相談	〃	長寿社会課	〃
9	児童相談	〃	子育て支援課	福祉相談センター・各児童相談所
10	母子家庭等相談	〃	〃	各健康福祉センター
11	エイズ相談	〃	健康対策課	〃
12	公害・廃棄物相談	生活環境部	環境政策課・循環型社会推進課	〃
13	女性就業等相談	〃	男女共同参画推進課	女性就業援助センター
14	消費生活相談	〃	県民生活課	消費生活センター
15	交通事故相談	〃	〃	各交通事故相談所
16	労働相談	商工労働部	労働雇用課	各中小企業労働相談所（各県民局）

イ 教育委員会事務局

番号	相談業務名	所管課	相談業務実施機関名
17	教育電話相談 （いじめ110番）	小中学校課	小中学校課
18	教育相談	〃	教育研修センター・各教育事務所適応指導教室

ウ 警察本部

番号	相談業務名	所管部	所管課	相談業務実施機関名
19	困りごと相談 (警察安全相談)	生活安全部	生活安全企画課	各警察署
20	少年相談	〃	〃	各少年サポートセンター

(注) 相談業務名及び相談業務実施機関名については平成12年度の名称により、所管部及び所管課については平成13年度のもので整理した。

(4) 監査の着眼点

ア 相談体制に見直す点はないか。

- (ア) 相談日及び時間の設定は適切か。
- (イ) 夜間及び休日の相談体制は適切か。
- (ウ) 相談担当者の人員配置は適切か。
- (エ) 資格を必要とする相談業務について、資格取得者がいない場合の理由は何か。業務に支障はないか。
- (オ) 非常勤相談員の雇用の状況は適切か。
- (カ) 担当者が不在の時の対応は適切か。
- (キ) 担当者の研修及び育成の状況はどうか。
- (ク) 最近の特徴的な相談内容は何か。特異な事例があったか。

イ 相談者への配慮はなされているか。

- (ア) 相談窓口までの案内板等の設置場所、表示方法等は適切か。
- (イ) 障害者及び高齢者の利用に配慮しているか。(誘導表示、車椅子、インターホン等)
- (ウ) プライバシー保護に欠けるところはないか。(匿名での受付、秘密保持、相談記録の非開示、間仕切りの設置等)
- (エ) 相談室の環境は適切か。

ウ 相談業務の事務処理は適切に行われているか。

- (ア) 事務処理に関する基本方針及び実施細目(要綱又は要領)は定められているか。
- (イ) 相談事項は速やかに処理されているか。
- (ウ) 相談者に対して丁寧かつ適切な指導及び助言が行われているか。
- (エ) 相談記録の整理及び保管の状況はどうか。

エ 関係機関相互の連携・協力はなされているか。

- (ア) 関係機関との連携・協力体制は確立しているか。
- (イ) 相談の内容により、関連関係機関への連絡がなされているか。

オ 県民に対する周知及び啓発は適切になされているか。

カ 相談結果は有効に活用されているか。

- (ア) 相談結果の取りまとめ・分析はなされているか。
- (イ) その後の業務に有効に活用されているか。

2 監査の結果及び意見

相談業務は、県民の抱える切実な悩みごと又は問題について、的確な情報提供、温かい助言等によって、その悩みの軽減又は解決を支援する業務である。近年、社会経済情勢の変化とともに、悩みごとの内容は複雑かつ多岐にわたってきているので、相談業務の実施に当たっては、常に県民のニーズに合致したものとなっているかどうかの検討が求められている。

今回監査を行った相談業務の執行について、総合的に勘案したところ、概ね適切に行われていると認めら

れた。しかし、監査の着眼点に基づき審査した結果、次に掲げるものについて、改善又は検討が望まれるので、適切に対応されたい。

また、3においても、各相談業務ごとに意見を記載しているので、併せて業務改善の参考とされたい。

(1) 相談体制について

ア 女性相談の窓口の充実について(福祉保健部)

婦人相談所は売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づく女性のための相談機関であり、鳥取市に設置されている。

また、中・西部地区においては、倉吉市、米子市及び境港市の福祉事務所にこれらの市の婦人相談員が配置されている。

しかしながら、全般的には中・西部地区の、特に郡部の住民への相談体制が十分ではないと思われる。

したがって、中・西部の県の福祉事務所に女性相談窓口を設置する等の方法により、相談しやすい体制づくりを検討する必要がある。

イ 少年サポートセンターについて(警察本部)

少年、保護者等からの少年問題に関する相談について助言及び指導を行う少年サポートセンターは、平成11年度に東部地区に、続いて平成12年度に西部地区に設置された。平成12年度の相談件数は、東部1,445件、西部1,019件であり、センター設置の効果が認められる。

中部地区には倉吉警察署に少年警察補導員2名が配置されているが、独立した建物でなく、相談に行きにくい面があるので、中部地区への少年サポートセンターの設置について検討する必要がある。

ウ 相談員の研修及び育成について(共通)

相談員は直接相談者と接する者であるので、相談者の話を十分に聞いた上で適切な助言をすることが求められている。さらに、必要な場合には、迅速かつ的確な対応ができる能力が求められている。

このため、専門研修も含め研修の機会を増やすとともに、相談員や民間の相談支援機関の担当者同士の情報交換が定期的に行えるよう努める必要がある。

また、プライバシーの保護や、他機関と連携する際の個人情報を扱う手順等について十分研修を行う必要がある。

さらに、非常勤の職員が相談に対応している場合には、国等で行われる専門研修等への派遣等により、資質の向上を図る必要がある。また、経験を積んだ職員が退職する際には、新しい職員と重複した任用期間を設ける等、相談業務における専門的な技能が継承できるような措置も検討する必要がある。

(2) 相談者への配慮について

ア 健康福祉センターの掲示板について(福祉保健部)

各健康福祉センターは、旧保健所の建物に福祉事務所が移転、統合された経緯もあり、東部健康福祉センターのように屋外の掲示板に福祉部門の相談窓口の表示がない機関や、中部・西部健康福祉センターのように相談窓口を明瞭に表示した掲示板が屋外や玄関にない機関がある。

したがって、相談窓口があることを県民に案内するため、屋外又は玄関への掲示板の設置を図るとともに、表示内容については、わかりやすくする必要がある。

イ 電話相談への配慮について(共通)

相談のための電話機が受付窓口の近くに設置されているため相談内容が来訪者の耳に入ったり、通常の業務が行われている場所と隣接して設置されているため、その騒音が入る等、電話相談を実施しにくい環境となっているところがあるので、相談者及び相談員が落ち着いた環境で相談ができるよう電話機の設置場所等を改善する必要がある。

また、緊急を要する電話を着信することが多い相談機関では、相手方の電話番号を表示する機能を有する電話機に切り替える必要がある。

ウ 警察署のバリアフリー化等への対応について(警察本部)

困りごと相談(警察安全相談)を行う各警察署の建物は、建築年度が比較的新しい倉吉警察署を除き、

高齢者、障害者等に十分配慮した施設になっていない。

例えば、相談室が1階にないため障害者等が来署した場合には1階の署長室や取調室で相談に応じることになっていること、多くの警察署の便所で入り口に段差があること、男子用小便器の周囲に手すりがないこと、車いす使用者のための便房がないこと等の問題点があった。

このため、各警察署については、これらの高齢者、障害者等への配慮が不十分な点について、施設の改造等を検討する必要がある。

エ プライバシーの保護について（共通）

女性相談又は児童相談における家庭内の暴力等の相談又は一時保護に関して、プライバシーの保護は非常に重要であるので、相談員又は相談機関職員から情報が外部に漏えいしないように細心の注意を払う必要がある。

また、精神保健相談やエイズ（後天性免疫不全症候群）相談をはじめ、その他の相談においても、相談者のプライバシーを保護することは安心して相談を受けるための要件である。このため、相談者の情報が流出することのないよう相談員の秘密保持はもとより、関連する市町村等の機関へ情報を伝達する際には、プライバシー保護に十分留意することが必要である。

オ 相談室の環境について（共通）

相談室が狭い、壁の色等が暗い、物置と兼用になっている等、相談者が相談しにくい雰囲気の一部となっていたところがあるので、内装等について気持ちを和らげるような工夫を検討する必要がある。

（3）相談業務の事務処理について（共通）

相談業務について、かなり詳しい業務マニュアルが整備してあるものもあったが、各機関ごとに相談記録様式又は処理方法が異なっているものもあった。

また、事務処理要領があっても、概略だけで詳しい内容がほとんどないものや、古いままで改訂がなされていないものもあった。

このため、業務の標準化ができるものについては、業務マニュアルの整備を検討する必要がある。

さらに、相談事例の蓄積を体系的に行い、業務に活用できるようになっているものは少なかったため、プライバシー等に十分配慮しながら事例集等の作成についても検討する必要がある。

（4）関係機関相互の連携・協力について（共通）

近年、相談業務に関連する新たな法律の施行、相談内容の複雑化等により、相談機関の連携が重要となってきたが、それが十分でないと思われる機関があった。

このため、県の相談機関の連携を一層強めるため、県民室、各県民局等が呼びかけて地域別に相談機関の連絡会議を開催すること等を検討する必要がある。

また、児童虐待、配偶者からの暴力（以下「ドメスティック・バイオレンス」という。）等、民間団体、市町村の職員、民生児童委員、病院の医師等の協力が不可欠な相談が近年多くなっているため、これらの関係機関等との連携も一層充実する必要がある。

（5）県民に対する周知及び啓発について（共通）

相談業務の広報は、県若しくは市町村の広報誌又は新聞への広告、ちらし又はリーフレットの配布等により行われている。一般的にエイズをテーマにしたテレビ番組が放映された直後には、エイズ相談の件数が増えるといった傾向がみられ、広報の重要性がうかがえる。

また、平成13年に設置された鳥取県立倉吉未来中心の男女共同参画センター（愛称 よりん彩）鳥取労働相談所（愛称 みなくる鳥取）等は、まだ十分に県民に周知されていないので、相談業務の啓発を行うことが重要である。また、交通事故相談、教育電話相談等のように設置されて年数は経過しているが、周知が不足しているのではないかとと思われるものもあった。さらに、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）等の施行に伴い、その周知が更に重要になっている相談業務もある。

これらを踏まえ、一般的に相談業務に関する広報の充実及び強化を図る必要がある。特に、近年相談件数が減少しているもの、あるいは横ばいのものについては、一層の努力が必要である。

広報に際しては、インターネット上の県のホームページに掲載する等、新しい媒体を活用するとともに、従来の広報誌、役場、公民館等に置くちらし、児童・生徒に配布するいじめ110番、こども110番等の相談先及び電話番号を記載したカード大の印刷物等、有効な広報媒体を組み合わせ、効果的な広報をする必要がある。

3 相談業務の概要

今回監査を実施した相談業務ごとの概要は次のとおりである。

(1) 県行政相談 所管課 総務部県民室

実施機関	県民室、中部県民局、西部県民局																								
開設年度	平成11年度(県民室) 平成12年度(中・西部県民局)																								
相談実施目的	県政に関する提言、要望、苦情等を広く県民から聴取し、行政への県民参加を推進するとともに、積極的に施策に反映させる。																								
相談実施状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施日時 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで 2 実施場所 県庁本庁舎一階 県民室 中部総合事務所一階 中部県民局 西部総合事務所一階 西部県民局 3 実施方法 面接相談、電話相談等 4 対象者 一般県民 																								
相談体制	職員8人(県民室3人、中部県民局3人、西部県民局2人)																								
相談件数	方法別相談件数 (件) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>面 談</th> <th>電 話</th> <th>郵送等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度</td> <td>625</td> <td>457</td> <td>1,071</td> <td>2,153</td> </tr> </tbody> </table> 地区別相談件数 (件) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>県 民 室</th> <th>中部県民局</th> <th>西部県民局</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度</td> <td>1,520</td> <td>522</td> <td>111</td> <td>2,153</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	面 談	電 話	郵送等	計	平成12年度	625	457	1,071	2,153	区 分	県 民 室	中部県民局	西部県民局	計	平成12年度	1,520	522	111	2,153
区 分	面 談	電 話	郵送等	計																					
平成12年度	625	457	1,071	2,153																					
区 分	県 民 室	中部県民局	西部県民局	計																					
平成12年度	1,520	522	111	2,153																					
相談内容	県政全般、保健福祉、環境政策、教育、生活基盤整備等についての相談が多い。内容が複雑化している傾向にある。																								
現状及び課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 県政だよりへの「県民の声」募集等で広報されている。 2 相談受理後、関係部局へ対応の処理等を依頼するシステムとなっている。 3 相談内容、対応方針等は、インターネット上の県のホームページに「県民の声データベース」として公開されており、情報公開は十分されている。 																								
意見	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談件数が多いが、関係部所へ処理の依頼をし、それに対して必要な回答がなされており、一般的によく対応ができていると認められる。 2 広報については県民への周知に引き続き努める必要がある。 3 県民室の相談室は、物置と兼用になっており、受付に比べると、やや雑然としているので、整理・整頓に努めるとともに、カーテン等を設置すること等についても検討する必要がある。 																								

(2) 女性相談 所管課 福祉保健部福祉保健課

実施機関	福祉相談センター（婦人相談所）																																																		
開設年度	昭和32年度																																																		
特記事項	<p>1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が平成13年10月に一部施行され、平成14年4月に全面施行となり、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者保護について県の責務が定められた。</p> <p>2 1に伴い、平成14年度から本県においては婦人相談所が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすこととなっている。</p>																																																		
相談実施目的	<p>経済的・家庭的に恵まれず生活が困難な境遇に陥るおそれのある女性、現に生活が困難な境遇にあるいわゆる要保護女性その他の正常な社会生活を営む上で障害となる問題を抱えている女性の悩みについて広く相談に応じ、問題解決のための助言及び指導を行う。</p> <p>また、緊急に保護を要する女性に対しては、一時保護を行う。</p>																																																		
相談実施状況	<p>1 実施日時 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで 土曜日、日曜日及び夜間は、警備員が取次ぎを行っている。</p> <p>2 実施場所 福祉相談センター</p> <p>3 実施方法 面接相談、電話相談等</p> <p>4 対象者 一般県民（主として要保護女性等）</p> <p>5 その他 出張相談 月1回、鳥取市のトスク本店で実施。 弁護士相談 月1回2時間程度、予約制で実施。</p>																																																		
相談体制	3人（職員2人、非常勤婦人相談員1人）																																																		
相談件数	<p>方法別相談件数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>面 談</th> <th>電 話</th> <th>巡 回</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成11年度</td> <td>139</td> <td>573</td> <td>9</td> <td>721</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>193</td> <td>685</td> <td>12</td> <td>890</td> </tr> </tbody> </table> <p>内容別相談件数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>生 活</th> <th>病気精神衛生</th> <th>夫暴力酒乱</th> <th>その他夫問題</th> <th>離婚問題</th> <th>子どもの問題</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成11年度</td> <td>57</td> <td>226</td> <td>81</td> <td>17</td> <td>84</td> <td>62</td> <td>194</td> <td>721</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>50</td> <td>159</td> <td>223</td> <td>27</td> <td>104</td> <td>85</td> <td>242</td> <td>890</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	面 談	電 話	巡 回	計	平成11年度	139	573	9	721	平成12年度	193	685	12	890	区 分	生 活	病気精神衛生	夫暴力酒乱	その他夫問題	離婚問題	子どもの問題	その他	計	平成11年度	57	226	81	17	84	62	194	721	平成12年度	50	159	223	27	104	85	242	890
区 分	面 談	電 話	巡 回	計																																															
平成11年度	139	573	9	721																																															
平成12年度	193	685	12	890																																															
区 分	生 活	病気精神衛生	夫暴力酒乱	その他夫問題	離婚問題	子どもの問題	その他	計																																											
平成11年度	57	226	81	17	84	62	194	721																																											
平成12年度	50	159	223	27	104	85	242	890																																											
相談内容	<p>1 平成12年度はドメスティック・バイオレンスに関して広く一般に周知されたこともあり、夫の暴力についての相談が急増し、かつ最も件数が多い。次いで種々のストレスによる本人自身の精神的な問題、離婚問題、子どもの問題、家庭不和の問題等が多い。</p> <p>2 夫の暴力に関する相談については、急増していること、相談案件自体の重さ、複雑さ等により、その解決が困難であり、かつ時間を要するものが多い。</p>																																																		
現状及び課題	<p>1 当所は、売春防止法に基づき県が設置した女性相談機関である。 当所以外では、倉吉市、米子市及び境港市の各市の福祉事務所に市の婦人相談員が配置され、相談等に対応している。</p> <p>2 県の福祉事務所においては母子家庭等相談を行っているが、女性相談には正式には対応しておらず、当婦人相談所との関係の在り方に検討が必要であると思われる。</p> <p>3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が施行されているが、民間団体等との連携がまだ薄いように感じられた。 今後、関係機関・団体との役割分担の明確化及び連携をどのように図るかが重要であると思われる。</p>																																																		
意見	<p>1 当婦人相談所は鳥取市に設置されているが、特に中・西部の郡部の住民への対応が十分でないと思われるので、県の福祉事務所における相談窓口の設置、巡回相談の充実等による相</p>																																																		

談しやすい体制づくり等について検討する必要がある。

- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行等により、今後も相談は増加し、対応が困難な事例も増加することが予想されるので、関係機関及び民間団体との連携等に留意し、的確な対応ができるよう引き続き努める必要がある。
- 3 一時保護に係る相談等ではプライバシーの保護が非常に重要であるので、相談員及び相談機関職員から情報が外部に漏れいしないように細心の注意を払う必要がある。
- 4 非常勤職員も含めた相談担当者の資質向上のための研修等に留意し、人材養成に努める必要がある。

(3) 身体障害者相談 所管課 福祉保健部障害福祉課

実施機関	福祉相談センター（身体障害者更生相談所）																																																				
開設年度	昭和28年度 平成11年度 障害者の相談ダイヤル（障害者110番 電話0857-39-3110） （身体障害者、知的障害者及び精神障害者を対象）																																																				
相談実施目的	身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定、更生医療給付の要否、補装具の交付その他必要な判定及び相談を行う。																																																				
相談実施状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施日時 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで 特別相談 毎月第4火曜日 2時間（弁護士） 2 実施場所 福祉相談センター 3 実施方法 面接相談、電話相談等 4 対象者 一般県民（主として身体障害者及びその家族） 5 その他 各市町村への巡回による相談を年10回（10市町村）実施。 福祉相談センター及び中・西部健康福祉センター等での医師の相談を45回実施。 																																																				
相談体制	職員4人（うち看護婦1人、心理判定員1人） 協力者 医師12人、理学療法士3人及び看護婦5人																																																				
相談件数	<p>方法別相談件数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面談</th> <th>電話</th> <th>郵送</th> <th>巡回</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>871</td> <td>0</td> <td>124</td> <td>995</td> <td>1,990</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>897</td> <td>0</td> <td>117</td> <td>955</td> <td>1,969</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>1,103</td> <td>51</td> <td>116</td> <td>1,151</td> <td>2,421</td> </tr> </tbody> </table> <p>内容別相談件数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医療相談</th> <th>補装具</th> <th>生活相談</th> <th>施設入所</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>152</td> <td>854</td> <td>2</td> <td>41</td> <td>941</td> <td>1,990</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>139</td> <td>862</td> <td>1</td> <td>30</td> <td>937</td> <td>1,969</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>160</td> <td>1,066</td> <td>48</td> <td>55</td> <td>1,092</td> <td>2,421</td> </tr> </tbody> </table>	区分	面談	電話	郵送	巡回	計	平成10年度	871	0	124	995	1,990	平成11年度	897	0	117	955	1,969	平成12年度	1,103	51	116	1,151	2,421	区分	医療相談	補装具	生活相談	施設入所	その他	計	平成10年度	152	854	2	41	941	1,990	平成11年度	139	862	1	30	937	1,969	平成12年度	160	1,066	48	55	1,092	2,421
区分	面談	電話	郵送	巡回	計																																																
平成10年度	871	0	124	995	1,990																																																
平成11年度	897	0	117	955	1,969																																																
平成12年度	1,103	51	116	1,151	2,421																																																
区分	医療相談	補装具	生活相談	施設入所	その他	計																																															
平成10年度	152	854	2	41	941	1,990																																															
平成11年度	139	862	1	30	937	1,969																																															
平成12年度	160	1,066	48	55	1,092	2,421																																															
相談内容	既に市町村に権限移譲されている身体障害者福祉業務にあって、当相談所は身体障害者の福祉に関する専門的な相談に対応するという役割分担が定着しており、特に医療相談や補装具に関する相談等が多い。																																																				
現状及び課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険の導入により、高齢者への補装具の交付は減少したが、判定及び相談は増加している。 2 医学的な相談判定が主な業務であるが、医師、理学療法士等の専門家はすべて外部の医療機関の職員に依頼している。このため、専門家の確保については、かなり努力を強いられている。 																																																				

意見	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉相談センターの相談室は、カーペット敷きになっている部屋もある等、配慮が十分である。 2 障害者110番への身体障害者相談はそれほど多くないので、今後も県民への周知に引き続き努める必要がある。
----	--

(4) 知的障害者相談(福祉相談センター) 所管課 福祉保健部障害福祉課

実施機関	福祉相談センター(知的障害者更生相談所)																																																				
開設年度	昭和37年度 平成11年度 障害者の相談ダイヤル(障害者110番 電話0857-39-3110) (身体障害者、知的障害者及び精神障害者を対象)																																																				
相談実施目的	知的障害者に関する問題につき、家庭その他からの相談に応じる。 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、必要な指導を行う。																																																				
相談実施状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施日時 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで 特別相談 毎月第4火曜日2時間(弁護士) 2 実施場所 福祉相談センター 3 実施方法 面接相談、電話相談等 4 対象者 一般県民(主として知的障害者及びその家族等) 5 その他 倉吉・米子児童相談所及び中・西部健康福祉センター等で心理判定員の巡回相談を実施している。 																																																				
相談体制	職員2人(うち専任心理判定員1人、兼務心理判定員1人) 協力者 精神科医師3人																																																				
相談件数	方法別相談件数 (件) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>面 談</th> <th>電 話</th> <th>巡 回</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>105</td> <td>0</td> <td>310</td> <td>415</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>140</td> <td>0</td> <td>217</td> <td>357</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>109</td> <td>17</td> <td>284</td> <td>410</td> </tr> </tbody> </table> 内容別相談件数 (件) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施設入所</th> <th>年 金</th> <th>就 職</th> <th>療育手帳</th> <th>障害程度</th> <th>そ の 他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>50</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>323</td> <td>3</td> <td>15</td> <td>415</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>46</td> <td>36</td> <td>0</td> <td>268</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>357</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>55</td> <td>22</td> <td>0</td> <td>330</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>410</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	面 談	電 話	巡 回	計	平成10年度	105	0	310	415	平成11年度	140	0	217	357	平成12年度	109	17	284	410	区 分	施設入所	年 金	就 職	療育手帳	障害程度	そ の 他	計	平成10年度	50	8	16	323	3	15	415	平成11年度	46	36	0	268	1	6	357	平成12年度	55	22	0	330	0	3	410
区 分	面 談	電 話	巡 回	計																																																	
平成10年度	105	0	310	415																																																	
平成11年度	140	0	217	357																																																	
平成12年度	109	17	284	410																																																	
区 分	施設入所	年 金	就 職	療育手帳	障害程度	そ の 他	計																																														
平成10年度	50	8	16	323	3	15	415																																														
平成11年度	46	36	0	268	1	6	357																																														
平成12年度	55	22	0	330	0	3	410																																														
相談内容	知的障害者の療育手帳に関する相談及び施設入所の際の判定依頼が多く、心理判定員の対応が主となっている。																																																				
現状及び課題	知的障害者の援護業務は、平成15年度からはすべて市町村が実施機関となる。このことが現在の一番の課題となっており、県は障害者本人への周知と市町村関係者への研修に努めているところである。																																																				
意見	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成12年度には、担当の心理判定員の異動により、知的障害者更生相談所が行うこととされている業務である職能検査が実施されていなかったので、担当者の資質向上を図る等により、今後職能検査が実施できないことのないようにする必要がある。 2 障害者110番への知的障害者相談の件数はそれほど多くないので、今後も県民への周知に努める必要がある。 																																																				

(5) 知的障害者相談(健康福祉センター) 所管課 福祉保健部障害福祉課

実施機関	各健康福祉センター(東部・中部・西部)																																																					
開設年度	昭和35年度																																																					
相談実施目的	知的障害者に対し、その更生を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉の向上を図る。																																																					
相談実施状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施日時 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで 2 実施場所 各健康福祉センター福祉部(福祉事務所) 3 実施方法 面接相談、電話相談等 4 対象者 一般県民(主として知的障害者及びその家族等) 																																																					
相談体制	職員3人(東部1人、中部1人、西部1人)																																																					
相談件数	<p>地区別相談件数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>東 部</th> <th>中 部</th> <th>西 部</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>504</td> <td>146</td> <td>184</td> <td>834</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>632</td> <td>140</td> <td>249</td> <td>1,021</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>760</td> <td>110</td> <td>494</td> <td>1,364</td> </tr> </tbody> </table> <p>内容別相談件数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施設入所</th> <th>就 職</th> <th>医療保健</th> <th>生 活</th> <th>そ の 他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>190</td> <td>25</td> <td>52</td> <td>24</td> <td>543</td> <td>834</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>197</td> <td>17</td> <td>51</td> <td>22</td> <td>734</td> <td>1,021</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>223</td> <td>23</td> <td>69</td> <td>113</td> <td>936</td> <td>1,364</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	東 部	中 部	西 部	計	平成10年度	504	146	184	834	平成11年度	632	140	249	1,021	平成12年度	760	110	494	1,364	区 分	施設入所	就 職	医療保健	生 活	そ の 他	計	平成10年度	190	25	52	24	543	834	平成11年度	197	17	51	22	734	1,021	平成12年度	223	23	69	113	936	1,364
区 分	東 部	中 部	西 部	計																																																		
平成10年度	504	146	184	834																																																		
平成11年度	632	140	249	1,021																																																		
平成12年度	760	110	494	1,364																																																		
区 分	施設入所	就 職	医療保健	生 活	そ の 他	計																																																
平成10年度	190	25	52	24	543	834																																																
平成11年度	197	17	51	22	734	1,021																																																
平成12年度	223	23	69	113	936	1,364																																																
相談内容	在宅の知的障害者及びその家族の高齢化により、知的障害者を家族で介護できないことによる施設への入所希望に関する相談が多い。また、家族や本人の不安定な経済状態、会社でのリストラ、クレジットカードの使いすぎ、在宅で生活するための社会資源(作業所、グループホーム)をつくりたいという相談等が特徴的である。																																																					
現状及び課題	知的障害者の援護業務は、平成15年度からはすべて市町村が実施機関となる。このことが現在の一番の課題となっており、県は障害者本人への周知及び市町村関係者への研修に努めているところである。																																																					
意見	<ol style="list-style-type: none"> 1 各健康福祉センターにおける福祉分野の相談業務に係る案内表示が、ほとんどないか、十分でないと認められるので、改善する必要がある。 (健康福祉センターで実施されている福祉分野の相談業務について共通) 2 鳥取県知的障害者福祉法施行細則(昭和43年鳥取県規則第25号)の規定により作成することとされている執務日誌について中部健康福祉センターで記載が不十分であったので改善する必要がある。 3 鳥取県知的障害者福祉法施行細則により、執務日誌、指導台帳等の様式が定められているものの、具体的な業務マニュアルが現状では不十分であるので、相談業務のマニュアル化、相談事例集の作成等について検討する必要がある。 4 西部健康福祉センターにおいては、平成13年度に担当係の人数が減員されたこと等により、業務に影響が認められたので、職員配置及び業務分担に配慮する必要がある。 5 地震等の緊急時における障害者の情報収集方法、ショートステイ(施設の短期利用)の柔軟な利用方針等について、西部地震を教訓にした適切な対応を検討しておく必要がある (福祉部門の相談業務共通) 																																																					

(6) 精神保健相談 (精神保健福祉センター) 所管課 福祉保健部障害福祉課

実施機関	精神保健福祉センター																																																																								
開設年度	平成 3 年度 平成11年度 障害者の相談ダイヤル (障害者110番 電話0857 - 39 - 3110) (身体障害者、知的障害者及び精神障害者が対象)																																																																								
相談実施目的	地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進、社会復帰や自立促進の援助等地域精神保健福祉活動の一つとして、心の健康相談、精神医療、社会復帰相談、アルコール依存、思春期等精神保健全般の相談を行う。																																																																								
相談実施状況	1 実施日時 月曜日～金曜日 午前 8 時30分から午後 5 時まで 2 実施場所 精神保健福祉センター 3 実施方法 面接相談、電話相談等 4 対 象 者 一般県民																																																																								
相談体制	職員 4 人 (うち医師 1 人、保健婦 1 人、精神福祉主事 1 人、心理判定員 1 人) が中心で、案件により訓練課職員 2 名が援助する。																																																																								
相談件数	方法別相談件数 (件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>面談所内</th> <th>面談所外</th> <th>訪 問</th> <th>電 話</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>1,490</td> <td>57</td> <td>11</td> <td>741</td> <td>2,299</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>1,312</td> <td>71</td> <td>15</td> <td>544</td> <td>1,942</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>1,630</td> <td>90</td> <td>10</td> <td>732</td> <td>2,462</td> </tr> </tbody> </table> 内容別相談件数 (件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>児童発達</th> <th>不登校 学校不 適応</th> <th>家庭内 暴力・ 非行等</th> <th>摂食障 害</th> <th>職場の 悩み</th> <th>性格・ 対人関 係</th> <th>飲 酒</th> <th>精神障 害への 不安</th> <th>制度の 相談</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>25</td> <td>129</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>31</td> <td>49</td> <td>13</td> <td>120</td> <td>12</td> <td>156</td> <td>572</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>13</td> <td>130</td> <td>12</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>71</td> <td>14</td> <td>117</td> <td>18</td> <td>111</td> <td>526</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>24</td> <td>114</td> <td>20</td> <td>12</td> <td>36</td> <td>75</td> <td>15</td> <td>130</td> <td>41</td> <td>112</td> <td>579</td> </tr> </tbody> </table> (注) 同じ人からの相談は複数回あっても 1 件として計上した。	区 分	面談所内	面談所外	訪 問	電 話	計	平成10年度	1,490	57	11	741	2,299	平成11年度	1,312	71	15	544	1,942	平成12年度	1,630	90	10	732	2,462	区 分	児童発達	不登校 学校不 適応	家庭内 暴力・ 非行等	摂食障 害	職場の 悩み	性格・ 対人関 係	飲 酒	精神障 害への 不安	制度の 相談	その他	計	平成10年度	25	129	18	19	31	49	13	120	12	156	572	平成11年度	13	130	12	20	20	71	14	117	18	111	526	平成12年度	24	114	20	12	36	75	15	130	41	112	579
区 分	面談所内	面談所外	訪 問	電 話	計																																																																				
平成10年度	1,490	57	11	741	2,299																																																																				
平成11年度	1,312	71	15	544	1,942																																																																				
平成12年度	1,630	90	10	732	2,462																																																																				
区 分	児童発達	不登校 学校不 適応	家庭内 暴力・ 非行等	摂食障 害	職場の 悩み	性格・ 対人関 係	飲 酒	精神障 害への 不安	制度の 相談	その他	計																																																														
平成10年度	25	129	18	19	31	49	13	120	12	156	572																																																														
平成11年度	13	130	12	20	20	71	14	117	18	111	526																																																														
平成12年度	24	114	20	12	36	75	15	130	41	112	579																																																														
相談内容	1 医師又は専門家がそろっていることから相談者本人の精神障害への不安とその治療についての相談が多い。 2 所長が不登校や子育てについて新聞へ短評を連載していたことから、小児期又は思春期についての相談が多い。 3 最近では精神障害を基盤に持たない人格形成上の問題としての引きこもり等の相談もみられる。																																																																								
現状及び課題	1 非常に多岐にわたる相談内容であり、1 件ごとの相談にかかる時間も長く、現在の職員体制ではこれ以上の相談には対応できない状況と思われる。 2 健康福祉センターとの役割分担 (複雑・困難なものが精神保健福祉センターの担当) は一応しているが、東部に設置されているので、西部の人からの相談が少ない。																																																																								
意見	1 全般的に相談によく対応していると思われる。 2 当相談業務において、相談者のプライバシーを保護することが安心して相談を受けるための要件である。このため、相談者の情報が流出することのないよう相談員が秘密を保持することが大切である。また、関連する市町村等の機関へ情報を伝達する際にはプライバシー保護に十分留意する必要がある。 3 社会情勢から今後もセンターへの相談は増加傾向にあると考えられる。 今後、相談件数が増加し、対応が困難になった場合には職員の増員等も検討する必要がある。																																																																								

- 4 センターでのデイケアと同じ時間に面接相談が多くなれば、相談室が不足すると考えられるので、今後の状況により相談室の増設等を検討する必要がある。
- 5 電話相談は30分以上にわたることが少なくないので、普通の受話器だけでなく、ヘッドセット（ヘッドフォンとマイクが一体となったもの）を購入する等して、相談員の負担を軽減する必要がある。

(7) 精神保健相談（健康福祉センター） 所管課 福祉保健部障害福祉課

実施機関	各健康福祉センター（東部・中部・西部）																																																
開設年度	昭和40年度																																																
相談実施目的	精神障害者への適切な医療並びに精神障害者の社会復帰及び社会参加を促進するため、障害者、家族等の相談に応ずる。																																																
相談実施状況	<p>1 実施日時 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>2 実施場所 各健康福祉センター</p> <p>3 実施方法 面接相談、電話相談等</p> <p>4 対象者 一般県民</p>																																																
相談体制	保健婦14人（東部5人、中部2人、西部7人）																																																
相談件数	<p>方法別相談件数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>面 談</th> <th>電 話</th> <th>家庭訪問</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>546</td> <td>2,302</td> <td>2,712</td> <td>5,560</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>622</td> <td>2,166</td> <td>1,940</td> <td>4,728</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>616</td> <td>2,159</td> <td>2,087</td> <td>4,862</td> </tr> </tbody> </table> <p>内容別相談件数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>社会復帰</th> <th>高齢者の精神障害</th> <th>アルコール</th> <th>そ の 他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>2,780</td> <td>86</td> <td>213</td> <td>2,481</td> <td>5,560</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>1,818</td> <td>91</td> <td>165</td> <td>2,654</td> <td>4,728</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>1,584</td> <td>126</td> <td>147</td> <td>3,005</td> <td>4,862</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	面 談	電 話	家庭訪問	計	平成10年度	546	2,302	2,712	5,560	平成11年度	622	2,166	1,940	4,728	平成12年度	616	2,159	2,087	4,862	区 分	社会復帰	高齢者の精神障害	アルコール	そ の 他	計	平成10年度	2,780	86	213	2,481	5,560	平成11年度	1,818	91	165	2,654	4,728	平成12年度	1,584	126	147	3,005	4,862
区 分	面 談	電 話	家庭訪問	計																																													
平成10年度	546	2,302	2,712	5,560																																													
平成11年度	622	2,166	1,940	4,728																																													
平成12年度	616	2,159	2,087	4,862																																													
区 分	社会復帰	高齢者の精神障害	アルコール	そ の 他	計																																												
平成10年度	2,780	86	213	2,481	5,560																																												
平成11年度	1,818	91	165	2,654	4,728																																												
平成12年度	1,584	126	147	3,005	4,862																																												
相談内容	<p>1 精神障害者、家族からの相談及び軽度な心の悩みについて等幅広い相談を受けている。</p> <p>2 精神障害者及びその家族が高齢になって、障害者を地域や家庭で支えきれない状況となり、各種の相談が増加している。</p> <p>3 景気の低迷により、精神障害者の生活及び就労の問題が増加している。</p> <p>4 最近、人格的に問題がある等困難な事例の相談が多い。</p> <p>5 相談1例当たりの連絡調整及び家庭訪問に要する時間が長くなっている。</p>																																																
現状及び課題	<p>1 精神保健業務は、現在、県の保健所の業務として位置付けられているが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の一部改正により、平成14年度から精神保健業務の一部は市町村の事務となるため、県の保健婦が市町村職員と共に家庭訪問を行う等、市町村担当者へ相談業務における専門的な技能の継承等を実施している。</p> <p>しかし、相談についての県の要領等が統一されておらず、個々の事例が異なることもあって、業務量が多いにもかかわらず体系的に業務を引き継ぐことが困難な状況にある。</p> <p>2 自傷、他害等による休日又は時間外の緊急連絡は、留守番電話で担当者の自宅電話等を明らかにしており、担当者へ電話があれば対応することになっているので、実際に休日又は時間外にかなりの件数を処理している。</p> <p>3 精神保健福祉センターが主催した講演会及び研修会の記録集が各健康福祉センターの相談の参考書となっている。</p>																																																

意見	<p>1 相談業務の基本的なマニュアル、相談票、ケース記録様式等が整備されておらず、各センターがまちまちとなっているので、これらの整備について検討する必要がある。 また、プライバシーに配慮しながら、対応事例集等の市町村の参考となるような資料の整理についても検討する必要がある。</p> <p>2 自傷、他害等の緊急対応については、適切に行われるよう、引き続き関係機関とよく連携を図る必要がある。 また、電話機の留守番機能で緊急時には担当者の自宅の電話にかけるよう案内している機関が多いが、相談者が自宅電話に執ように電話を繰り返す事例もみられ、1人の担当者では対応しきれないこともあることから、自宅電話番号の案内をするのではなく、公用の携帯電話を導入し、その携帯電話の電話番号を案内することを検討する必要がある。</p> <p>3 市町村への精神保健業務の円滑な権限移譲に対応するため、市町村との連絡調整等を一層緊密にするように努める必要がある。</p> <p>4 西部健康福祉センター及び日野保健福祉部は、東部にある精神保健福祉センターから離れているので、実質的に東部より相談等の業務量等が多いと考えられるため、精神保健に係る業務の職員配置に当たっては地区間の配分に十分配慮する必要がある。</p> <p>5 当相談業務において、相談者のプライバシーを保護することが安心して相談を受けるための要件である。このため、相談者の情報が流出することのないよう相談員が秘密を保持することが大切である。また、相談機関として関連する市町村等の機関へ情報を伝達する際には、プライバシー保護に十分留意する必要がある。</p> <p>6 相談に当たっては、対応する相談員の資質向上が重要であるので、担当者の研修については、引き続き研修機会の充実に努める必要がある。</p>
----	--

(8) 介護保険等相談 所管課 福祉保健部長寿社会課

実施機関	各健康福祉センター（東部・中部・西部）																						
開設年度	平成11年度																						
相談実施目的	介護保険の導入に伴う介護保険サービス等に係る相談、苦情等に対し適切に対応することにより、介護保険の円滑な運営に資する。																						
相談実施状況	<p>1 実施日時 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>2 実施場所 各健康福祉センター福祉部（福祉事務所）</p> <p>3 実施方法 面接相談、電話相談等</p> <p>4 対象者 一般県民（主として要介護者の家族）</p>																						
相談体制	職員5人（東部2人、中部2人、西部1人）																						
相談件数	<p>地区別相談件数 (件)</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>東 部</th> <th>中 部</th> <th>西 部</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>17</td> <td>5</td> <td>19</td> <td>41</td> </tr> </table> <p>内容別相談件数 (件)</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>要介護認定</th> <th>利用者負担</th> <th>保 険 料</th> <th>そ の 他</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>26</td> <td>5</td> <td>41</td> </tr> </table>	区 分	東 部	中 部	西 部	計	平成12年度	17	5	19	41	区 分	要介護認定	利用者負担	保 険 料	そ の 他	計	平成12年度	8	2	26	5	41
区 分	東 部	中 部	西 部	計																			
平成12年度	17	5	19	41																			
区 分	要介護認定	利用者負担	保 険 料	そ の 他	計																		
平成12年度	8	2	26	5	41																		
相談内容	要介護認定に関する相談が多い。また、平成12年10月の介護保険料徴収開始以降については、介護保険料に関する苦情が急増した。																						
現状及び課題	<p>介護保険は、市町村が保険者であり、認定と保険料については市町村に対し、サービスの提供については民間事業者や国民健康保険団体連合会等に対する相談が多く、県が受けた相談及び苦情は多くなかった。</p> <p>これは、苦情・相談は市町村と国民健康保険団体連合会で受けるという広報がされたことにより、県に相談した人が少なかった結果とみられる。</p>																						
意見	相談件数は多くないが、その対応はほぼできていると認められる。																						

(9) 児童相談 所管課 福祉保健部子育て支援課

実施機関	福祉相談センター（中央児童相談所）、倉吉児童相談所、米子児童相談所							
開設年度	昭和23年度（中央）、昭和26年度（倉吉）、昭和24年度（米子）							
相談実施目的	児童に関する種々の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題又は児童の真の欲求、児童の置かれた環境の状況等を的確にとらえ、個々の児童や家庭に最も効果的な処遇を行い、もって児童の福祉を図るとともに、その権利を保護する。							
相談実施状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施日時 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで 2 実施場所 福祉相談センター（中央児童相談所） 倉吉児童相談所（倉吉市宮川町） 米子児童相談所（米子市博労町） 3 実施方法 面接相談、電話相談等 4 対象者 一般県民（主として児童の保護者等） 5 専用電話（こども電話） 各1本 							
相談体制	職員20人（中央7人、倉吉6人、米子7人） （うち課長3人、児童福祉司9人、保健婦2人、非常勤児童相談員3人、非常勤児童虐待対応協力員3人）							
相談件数	方法別相談件数 (件)							
	区 分	面 談	電 話	文 書	巡 回	計		
	平成10年度	1,115	372	57	693	2,237		
	平成11年度	1,241	382	88	638	2,349		
	平成12年度	1,313	360	73	580	2,326		
	内容別相談件数 (件)							
	区 分	養 護	保 健	障 害	非 行	育 成	その他	計
	平成10年度	157	32	1,109	115	776	48	2,237
	平成11年度	216	37	1,269	136	629	62	2,349
	平成12年度	311	30	1,189	93	640	63	2,326
相談内容	児童虐待に関する相談が増加している。 全般的には子どもの障害に関する相談、次いで育成に関するもの、養護に関するものが多い。							
現状及び課題	児童虐待に関する相談の対応について、関係機関への連絡等の責務が重要になってきたので、平成12年11月以降、倉吉・米子児童相談所への夜間、休日等にかかった電話を公用の携帯電話へ転送する措置がとられた。							
意見	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童虐待、一時保護に関係する相談等においてはプライバシーの保護が非常に重要であるので、相談員及び相談機関職員から情報が外部に漏れいしないように細心の注意を図る必要がある。 2 児童虐待の通報等があった際に円滑に対応できるよう関係機関との連携強化を図るとともに、緊急時に円滑に対応できるよう努める必要がある。 3 非常勤相談員の研修について、非常勤相談員の間での勉強会、情報交換等が少ない状況にあるので、常勤職員も含めて、実施について検討する必要がある。 4 相談員のマニュアルは、児童相談所事務提要に基づくこととされているが、具体的な記述に欠けるので、本県での相談手順、関係連絡先等も記述した独自のマニュアルの整備について検討する必要がある。 5 児童相談所の広報については、継続的にわかりやすく実施し、潜在的な児童虐待案件又は相談案件が埋もれたままにならないよう努力する必要がある。 米子児童相談所が作成した「こどものしあわせ」と題したリーフレットはわかりやすくして 							

	<p>良いと思われる。</p> <p>6 倉吉児童相談所は、わかりにくい場所に位置しており、県道に揚げ看板があるものの、県道沿いの標柱が小さくてわかりづらいことと、相談所前の案内看板が目立たないことから、わかりやすくするよう改善が必要である。</p> <p>7 倉吉・米子児童相談所は、一時保護所も含め、狭くなっており、相談室も窮屈な感じを受けるので、改造等について検討する必要がある。</p> <p>8 電話機について、相手方の電話番号を表示する機能を有する電話機に切り替え、緊急時等に相手方の電話番号がわかるようにする必要がある。</p> <p>9 米子児童相談所の子ども相談の電話は、時間外は呼び出し音になるだけであるので、案内を流すか、留守番電話により相手方の話を録音できる対応をする必要がある。</p> <p>10 中央児童相談所の児童相談の電話機が、受付と近い場所にあるので、設置場所について検討する必要がある。</p>
--	--

(10) 母子家庭等相談 所管課 福祉保健部子育て支援課

実施機関	各健康福祉センター（東部・中部・西部）																																												
開設年度	昭和26年度																																												
相談実施目的	母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づいて、母子相談員を配置し配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行う等、母子家庭及び寡婦の福祉の増進に努める。																																												
相談実施状況	<p>1 実施日時 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>2 実施場所 健康福祉センター（東部・中部・西部） 鳥取市、倉吉市、米子市、境港市（相談員駐在各1人）</p> <p>3 実施方法 面接相談、電話相談等</p> <p>4 対象者 一般県民（主として母子及び寡婦）</p>																																												
相談体制	非常勤母子相談員7人（東部2人、中部2人、西部3人）																																												
相談件数	<p>地区別相談件数 (件)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>東 部</th> <th>中 部</th> <th>西 部</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>1,098</td> <td>1,626</td> <td>661</td> <td>3,385</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>1,622</td> <td>1,241</td> <td>691</td> <td>3,554</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>1,519</td> <td>377</td> <td>903</td> <td>2,799</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 中部の平成11年度から平成12年度への件数の減少は、倉吉市の相談員による相談件数の減少によるものである。</p> <p>内容別相談件数 (件)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>生活一般</th> <th>児 童</th> <th>生活援助</th> <th>そ の 他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>1,006</td> <td>570</td> <td>1,687</td> <td>122</td> <td>3,385</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>843</td> <td>487</td> <td>2,116</td> <td>108</td> <td>3,554</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>479</td> <td>213</td> <td>1,999</td> <td>108</td> <td>2,799</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	東 部	中 部	西 部	計	平成10年度	1,098	1,626	661	3,385	平成11年度	1,622	1,241	691	3,554	平成12年度	1,519	377	903	2,799	区 分	生活一般	児 童	生活援助	そ の 他	計	平成10年度	1,006	570	1,687	122	3,385	平成11年度	843	487	2,116	108	3,554	平成12年度	479	213	1,999	108	2,799
区 分	東 部	中 部	西 部	計																																									
平成10年度	1,098	1,626	661	3,385																																									
平成11年度	1,622	1,241	691	3,554																																									
平成12年度	1,519	377	903	2,799																																									
区 分	生活一般	児 童	生活援助	そ の 他	計																																								
平成10年度	1,006	570	1,687	122	3,385																																								
平成11年度	843	487	2,116	108	3,554																																								
平成12年度	479	213	1,999	108	2,799																																								
相談内容	<p>1 子どもの進学に伴う修学資金の相談又は児童の養育に関する相談が多い。</p> <p>2 最近では若年の母からの相談として離婚に関する相談が多い。内容としては、離婚の際の親権、財産関係、離婚調停等に関することである。</p>																																												
現状及び課題	<p>1 従来、母子家庭の母が主な対象であったものが、最近の離婚の増加等により離婚に関する相談が全般的に増加している。</p> <p>これは、県下に婦人相談所が1箇所しかないこと並びに倉吉市、米子市及び境港市に配置された各市の婦人相談員が担当する女性相談の窓口が不足していることも一因と考えられる。</p>																																												

	<p>2 母子相談の相談員の研修体制又は研修機会は必ずしも十分でなく、特に、相談員が交代した際の研修が十分でない等の問題がある。</p> <p>3 健康福祉センターの電話は、時間外等に留守番電話になっていない。</p>
意見	<p>1 非常勤母子相談員の研修の充実について検討する必要がある。また、相談員同士の勉強会又は情報交換会が少ないので、開催を検討する必要がある。</p> <p>特に、各市に配置されている母子相談員との連携を密にする必要がある。</p> <p>また、新任職員については早い時期に国等の研修へ派遣できるよう努める必要がある。</p> <p>2 相談員のマニュアルについて、現在定められていないので、本県での相談手順、関係連絡先等を記述したマニュアルの整備について検討する必要がある。</p> <p>3 夜間又は休日の電話については、少なくとも留守番電話による案内を流す必要がある。</p> <p>4 ドメスティック・バイオレンス等の相談については、婦人相談所等の関係機関と連携を密にすること等に十分留意する必要がある。</p>

(11) エイズ相談 所管課 福祉保健部健康対策課

実施機関	各健康福祉センター（東部・中部・西部）																																				
開設年度	昭和62年度																																				
相談実施目的	エイズに関する正しい知識を普及し、感染の危険を回避し、相談者の不安を解消する。																																				
相談実施状況	<p>1 実施日時 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで 採血を行う日時は各所で週1回程度定めている。</p> <p>2 実施場所 各健康福祉センター保健環境部（保健所）</p> <p>3 実施方法 面接相談（血液検査）、電話相談等</p> <p>4 対象者 一般県民</p>																																				
相談体制	職員10人（医師5人、保健婦5人）																																				
相談件数	<p>方法別相談件数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>面 談</th> <th>電 話</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>209</td> <td>86</td> <td>295</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>131</td> <td>73</td> <td>204</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>127</td> <td>57</td> <td>184</td> </tr> </tbody> </table> <p>内容別相談件数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>相 談</th> <th>有料検査</th> <th>電 話</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>197</td> <td>12</td> <td>86</td> <td>295</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>124</td> <td>7</td> <td>73</td> <td>204</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>124</td> <td>3</td> <td>57</td> <td>184</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 有料検査はピザ取得、大会出場等のための検査分を計上。</p>	区 分	面 談	電 話	計	平成10年度	209	86	295	平成11年度	131	73	204	平成12年度	127	57	184	区 分	相 談	有料検査	電 話	計	平成10年度	197	12	86	295	平成11年度	124	7	73	204	平成12年度	124	3	57	184
区 分	面 談	電 話	計																																		
平成10年度	209	86	295																																		
平成11年度	131	73	204																																		
平成12年度	127	57	184																																		
区 分	相 談	有料検査	電 話	計																																	
平成10年度	197	12	86	295																																	
平成11年度	124	7	73	204																																	
平成12年度	124	3	57	184																																	
相談内容	<p>1 エイズに対する不安、感染のおそれ等の相談で、ほとんどが匿名による相談であり、匿名でも血液検査ができるようになっている。</p> <p>2 面接相談のうち約8割程度が血液検査（HIV抗体検査）を受けている。</p>																																				
現状及び課題	<p>1 全国の感染者数は増加しているが、本県では相談件数が年々減少しており、関心が薄れていると思われる。</p> <p>2 八頭地域及び日野地域に設置されている相談窓口では、相談が年間数件しかなく、人の目が気になるということが理由として考えられる。</p>																																				
意見	<p>1 各健康福祉センターにおける相談件数の減少は、県民の関心が薄くなっているためと思われるので、一層啓発に努める必要がある。</p> <p>2 中部健康福祉センターは、職員の多数が受付窓口の周辺で執務しており、エイズ検査に来にくい環境になっているので、何らかの改善ができないか工夫する必要がある。</p>																																				

- 3 東部健康福祉センターでは待合い場所で相談者が顔をあわせずにすむように配慮する必要がある。
- 4 エイズ検診実施要領は、平成5年4月から改訂がされておらず、検体の搬送日等が現状と違うので、改訂する必要がある。
- 5 当相談業務において、相談者のプライバシーを保護することが安心して相談を受けるための要件である。このため、相談者の情報が流出することのないよう相談員が秘密を保持し、相談手順等を定期的に点検することが必要である。
- 6 検査結果の告知日に来られない場合等の電話対応が不適切にならないよう、所内職員へ十分周知する必要がある。

(12) 公害・廃棄物相談 所管課 生活環境部環境政策課・循環型社会推進課

実施機関	各健康福祉センター（東部・中部・西部）												
開設年度	昭和46年度												
相談実施目的	公害等に係わる苦情又は陳述等の処理を円滑かつ適正に行い、事案の解決に当たる。												
相談実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 1 実施日時 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで 2 実施場所 各健康福祉センター 3 実施方法 電話相談、面接相談等 4 対象者 一般県民 												
相談体制	職員25人（東部10人、中部5人、西部10人）												
相談件数	方法別相談件数 (件)												
	区 分	面 談	電 話	文 書	巡回監視	その他	計						
	平成10年度	17	188	0	6	0	211						
	平成11年度	33	171	4	1	0	209						
	平成12年度	21	181	2	2	8	214						
	内容別相談件数 (件)												
	区 分	水質汚濁	大気汚染	騒音振動	悪臭	廃棄物	浄化槽	不法投棄	屋外焼却	黒煙苦情	不適正処理	その他	計
	平成10年度	23	19	2	13	34	16	17	37	4	41	5	211
	平成11年度	31	12	8	16	37	7	10	31	2	42	13	209
	平成12年度	31	33	8	27	39	3	9	22	1	32	9	214
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> 1 面談より匿名電話による苦情の訴えが多いのが現状である。 2 相談があった都度、職員が現場調査を行った上で指導等の対応を行っており、それぞれの案件に相当な時間をかけている。 3 近隣に対する苦情については直接言わずに、相談窓口を持ち込む事例が多くなる傾向にある。 4 最近では典型的な7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）に関する苦情は少なくなる傾向にあり、廃棄物の不適正処理や屋外焼却に伴う苦情が増加している。 												
現状及び課題	<ul style="list-style-type: none"> 1 全国の状況は公害苦情調査結果報告書及び公害苦情処理事例集として毎年とりまとめられており、参考とすることができる。 2 市町村も公害等業務を所管しているが、実際のところ職員体制などが十分でなく、センターにおける苦情の受付が増加傾向にある。 3 廃棄物の不法投棄については、平成11年10月から、県庁の廃棄物対策課に不法投棄110番を開設している。 												

	また、不法投棄の巡視のため非常勤職員を各健康福祉センターに配置している。
意見	鳥取県公害苦情等事務処理要領（昭和46年 6月21日付衛生環境部長通知）が更新されておらず、要領中の課名が古いままとなっているところがあるので、改正する必要がある。

(13) 女性就業等相談 所管課 生活環境部男女共同参画推進課

実施機関	女性就業援助センター（平成12年度末まで）																				
開設年度	昭和57年度																				
特記事項	平成12年度末で女性就業援助センターは廃止され、平成13年度からの就業援助事業は男女共同参画センターよりん彩に移管された。 また、東部には鳥取相談室（男女共同参画推進課、県庁第二庁舎7階）が置かれ、西部には西部総合事務所県民局が窓口となるように変更された。																				
相談実施目的	就業を希望する女性に対して、就業に関する相談及び就業に必要な技術講習を行い、就業機会の拡大及び就業条件の向上を図る。																				
相談実施状況 （平成12年度の状況）	1 実施日時 月曜日～金曜日 午前10時から午後4時まで 不在時は、留守番電話で対応。 2 実施場所 女性就業援助センター、県民ふれあい会館、中部県民局（毎週水曜日）及び米子高島屋パートサテライト（毎週月曜日・水曜日及び金曜日） 3 実施方法 面接相談、電話相談等 4 対象者 一般県民（主として就業を希望する女性等）																				
相談体制	非常勤女性就業援助相談員 3人																				
相談件数	方法別相談件数 (件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>面 談</th> <th>電 話</th> <th>巡回等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度</td> <td>3,017</td> <td>1,509</td> <td>4,526</td> <td>9,052</td> </tr> </tbody> </table> 内容別相談件数 (件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>就 業</th> <th>講 習</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度</td> <td>3,890</td> <td>5,151</td> <td>11</td> <td>9,052</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	面 談	電 話	巡回等	計	平成12年度	3,017	1,509	4,526	9,052	区 分	就 業	講 習	その他	計	平成12年度	3,890	5,151	11	9,052
区 分	面 談	電 話	巡回等	計																	
平成12年度	3,017	1,509	4,526	9,052																	
区 分	就 業	講 習	その他	計																	
平成12年度	3,890	5,151	11	9,052																	
相談内容	結婚、育児等により仕事を辞めた人からの就業又は内職に関する相談が多い。 また、就業のためのコンピューター等の技術講習会等も併せて実施している。																				
現状及び課題	不況の影響によりリストラされた人からの就業相談及び技術講習会の希望が増えてきている。																				
意見	平成13年度から組織体制が変わり、相談の体制も一新されているので、県民への周知に一層努める必要がある。																				

(14) 消費生活相談 所管課 生活環境部県民生活課

実施機関	消費生活センター（東部消費生活相談室、中部消費生活相談室）
開設年度	昭和45年度
相談実施目的	消費生活に関する商品及び役務等についての相談（消費生活相談）に応じ、消費者保護に関する施策の推進を図る。
相談実施状況	1 実施日時 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで 2 実施場所 消費生活センター（鳥取県立米子コンベンションセンター4階） 東部消費生活相談室（県庁議会議棟1階） 中部消費生活相談室（鳥取県立倉吉未来中心1階） 3 実施方法 電話相談、面接相談等 4 対象者 一般県民
相談体制	非常勤消費生活相談員5人（センター2人、東部2人、中部1人）

	(月1回、相談のうち法律上の助言が必要なものの対応方法等についてセンター職員が弁護士に相談する。)																																																								
相談件数	<p>方法別相談件数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>面 談</th> <th>電 話</th> <th>文 書</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>720</td> <td>2,732</td> <td>7</td> <td>3,459</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>805</td> <td>2,867</td> <td>3</td> <td>3,675</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>776</td> <td>3,231</td> <td>4</td> <td>4,011</td> </tr> </tbody> </table> <p>内容別相談件数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>教養娯楽品</th> <th>金融・保険サービス</th> <th>教養・娯楽サービス</th> <th>住居品</th> <th>被服品</th> <th>保健衛生品</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>470</td> <td>568</td> <td>363</td> <td>309</td> <td>153</td> <td>94</td> <td>1,502</td> <td>3,459</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>530</td> <td>529</td> <td>480</td> <td>346</td> <td>179</td> <td>178</td> <td>1,433</td> <td>3,675</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>511</td> <td>652</td> <td>503</td> <td>316</td> <td>188</td> <td>137</td> <td>1,704</td> <td>4,011</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	面 談	電 話	文 書	計	平成10年度	720	2,732	7	3,459	平成11年度	805	2,867	3	3,675	平成12年度	776	3,231	4	4,011	区 分	教養娯楽品	金融・保険サービス	教養・娯楽サービス	住居品	被服品	保健衛生品	その他	計	平成10年度	470	568	363	309	153	94	1,502	3,459	平成11年度	530	529	480	346	179	178	1,433	3,675	平成12年度	511	652	503	316	188	137	1,704	4,011
区 分	面 談	電 話	文 書	計																																																					
平成10年度	720	2,732	7	3,459																																																					
平成11年度	805	2,867	3	3,675																																																					
平成12年度	776	3,231	4	4,011																																																					
区 分	教養娯楽品	金融・保険サービス	教養・娯楽サービス	住居品	被服品	保健衛生品	その他	計																																																	
平成10年度	470	568	363	309	153	94	1,502	3,459																																																	
平成11年度	530	529	480	346	179	178	1,433	3,675																																																	
平成12年度	511	652	503	316	188	137	1,704	4,011																																																	
相談内容	<p>1 相談内容で主なものとしては、消費者金融、クレジットカードの利用によって生じた多重債務の整理等の融資サービスに関するものや、以前受講した経歴のある者に対して新たな契約を迫る事案が目立っている教室又は講座に関するものなどが多い。</p> <p>また、平成12年度は、利用していない電話による有料情報提供料の不当請求事案等が多くなっている。</p> <p>2 西部地震関連では、家屋の屋根等の補修契約に関する相談が多かった。</p>																																																								
現状及び課題	<p>1 消費者への広報及び啓発は積極的に行われており、その結果相談件数が多くなっていると思われる。</p> <p>2 相談結果は、情報誌「消費者ホットライン」に具体的相談事例として掲載されたり、国民生活センターにより集計されたりして、活用されるシステムが整っている。</p> <p>3 近年は、インターネットに関連したサービス提供等についての苦情、相談等も増加傾向にある。</p>																																																								
意見	<p>1 現状では相談件数が多いにもかかわらず、ほぼ適切な対応がなされていると思われる。</p> <p>2 今後、コンピューター、インターネット等の新しいサービスに関連した苦情・相談が更に増加してくると考えられるので、新しい分野に対応した相談員の更なる資質向上を図るため、研修への積極的な派遣等に努める必要がある。</p> <p>3 今後、相談件数が更に多くなり、相談員以外の職員が支援しても対応に支障が出るようであれば、相談員の増員等を検討する必要がある。</p>																																																								

(15) 交通事故相談 所管課 生活環境部県民生活課

実施機関	各交通事故相談所(東部・中部・西部)
開設年度	昭和42年度(東部)、昭和47年度(中部)、昭和45年度(西部)
相談実施目的	交通事故被害者等に対する損害賠償責任の適正な履行についての指導・助言。民事上の損害賠償制度等に必要な知識の普及。
相談実施状況	<p>1 実施日時 月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日 午前9時から午後4時まで</p> <p>2 実施場所 東部交通事故相談所(県庁舎議会棟1階) 中部交通事故相談所(中部健康福祉センター別館) 西部交通事故相談所(西部健康福祉センター別館)</p> <p>3 実施方法 面接相談、電話相談等</p> <p>4 対象者 一般県民(主として交通事故被害者、加害者及びその家族)</p>

相談体制	非常勤交通事故相談員 3 人（東部 1 人、中部 1 人、西部 1 人） 弁護士 東中西部で毎月各 1 回相談日を設けている。																																								
相談件数	方法別相談件数 (件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>面 談</th> <th>電 話</th> <th>文 書</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>286</td> <td>285</td> <td>0</td> <td>571</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>265</td> <td>265</td> <td>3</td> <td>533</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>365</td> <td>310</td> <td>0</td> <td>675</td> </tr> </tbody> </table> 内容別相談件数 (件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>賠 償 問 題</th> <th>更 生 問 題</th> <th>そ の 他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>483</td> <td>2</td> <td>86</td> <td>571</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>449</td> <td>3</td> <td>81</td> <td>533</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>563</td> <td>6</td> <td>106</td> <td>675</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	面 談	電 話	文 書	計	平成10年度	286	285	0	571	平成11年度	265	265	3	533	平成12年度	365	310	0	675	区 分	賠 償 問 題	更 生 問 題	そ の 他	計	平成10年度	483	2	86	571	平成11年度	449	3	81	533	平成12年度	563	6	106	675
区 分	面 談	電 話	文 書	計																																					
平成10年度	286	285	0	571																																					
平成11年度	265	265	3	533																																					
平成12年度	365	310	0	675																																					
区 分	賠 償 問 題	更 生 問 題	そ の 他	計																																					
平成10年度	483	2	86	571																																					
平成11年度	449	3	81	533																																					
平成12年度	563	6	106	675																																					
相談内容	相談内容は、交通事故の被害者からのものが多く、示談の方法、賠償額の算定、過失の程度等賠償に係る問題が多かった。																																								
現状及び課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 当所は、当事者間の示談交渉に介入するものではないが、任意保険や民事上の損害賠償、示談等に関する指導・助言を行う公的中立の機関であり、存在意義は大きいと思われる。 2 交通事故発生から半年以上時間がたった相談があり、最初から相談に関わっていれば、適切な対応を助言することができたと思われるものも見受けられた。 																																								
意見	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談所の広報が必ずしも十分ではないと考えられるので、県の広報、市町村の広報等により更に広報に努める必要がある。 また、交通安全協会の機関誌等を通じての広報も検討する必要がある。 2 交通事故相談の内容は専門的なものが多いので、今後も相談員の研修機会を設ける等、引き続き相談員の資質向上に努める必要がある。 3 新規の非常勤相談員採用の際は新任の相談員が現職の相談員と重複するよう採用期間を設定し、一緒に相談に対応して、新任の相談員が経験を積めるようにすることを検討する必要がある。 (他の相談業務においても、相談員が 1 名の場合などは共通) 																																								

(16) 労働相談 所管課 商工労働部労働雇用課

実施機関	各中小企業労働相談所（鳥取・倉吉・米子）
開設年度	昭和30年度
相談実施目的	中小企業における労働問題について、労使関係者からの相談に応じる。
相談実施状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施日時 月曜日～金曜日 午前 8 時30分から午後 5 時まで 2 実施場所 鳥取労働相談所（みなくる鳥取相談所）労働会館 2 階 中部県民局（みなくる倉吉相談所）中部総合事務所 1 階 西部県民局（みなくる米子相談所）西部総合事務所 1 階 3 実施方法 面接相談、電話相談等 4 対象者 一般県民（主として中小企業の労働者、使用者）
相談体制	非常勤労働相談員 7 人（東部 2 人、中部 3 人、西部 2 人） 複雑な相談案件の場合に、弁護士に専門的な助言を受ける体制をとっている。 フリーダイヤル 0120 - 451 - 783（県内共通で管轄の労働相談所にかかる）

相談件数	方法別相談件数 (件)							
	区 分	面 談	電 話	その他	計			
	平成12年度	204	880	70	1,154			
相談内容	内容別相談件数 (件)							
	区 分	労働組合 及び労使 関係	労働条 件	雇 用	職業能 力開発	勤労者 福祉	その他	計
	平成10年度	20	149	21	78	44	93	405
	平成11年度	22	240	107	238	54	147	808
	平成12年度	20	341	90	258	93	352	1,154
現状及び課題	<p>1 当所の存在及び労働相談制度については、県政日より平成12年8月号等にみられるように、県又は市町村で広報されている。</p> <p>2 長引く景気の低迷により、労働条件等に関する潜在的な案件が多くなっているものと思われるので、広報の更なる充実が望まれる。</p>							
意見	<p>1 広報活動は種々行われているが、相談所の存在の周知や、基本的な労働条件等についての労使双方の理解が不足していると思われるので、より一層の広報が必要である。</p> <p>2 相談員による出前・出張相談の充実などを検討する必要がある。</p> <p>3 事例に応じた処理マニュアルや事例集がないので、その整備について検討する必要がある。</p>							

(17) 教育電話相談(いじめ110番) 所管課 教育委員会事務局小中学校課

実施機関	教育委員会事務局小中学校課			
開設年度	平成6年度			
相談実施目的	いじめ問題について、児童・生徒、保護者等が相談できる電話相談窓口とする。			
相談実施状況	<p>1 実施日時 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>2 実施場所 教育委員会事務局小中学校課内電話 (いじめ110番専用電話 0857-26-7143)</p> <p>3 実施方法 電話相談のみ</p> <p>4 対 象 者 一般県民(主として児童生徒及びその保護者)</p>			
相談体制	職員11人(指導係長1人、指導主事10人)			
相談件数	内容別相談件数 (件)			
	区 分	いじめ	その他	計
	平成10年度	36	24	60
	平成11年度	34	31	65
平成12年度	22	20	42	
相談内容	<p>1 学校で仲間はずれにされる、無視される等のいじめに関する相談、その他の人間関係、学校への不満、先生への苦情、近所とのつきあい、家庭の問題等に関する相談が多い。児童虐待の相談はなかった。</p> <p>2 小学校児童よりも中学校生徒に関する相談が多い。</p>			

<p>現状及び課題</p>	<p>3 児童・生徒本人より保護者からの相談が多い。</p> <p>1 深刻な内容である場合や早急に対応を要する場合は、小中学校課から小中学校に対しては教育事務所を通じて、高校に対しては直接に指導し、内容によっては事後報告を求める等、当相談は、指導に直結している点が特徴となっている。</p> <p>2 最近、相談件数が減少している。いじめ等の減少と他の電話相談の整備による影響もあるが、広報が不十分であるとも考えられる。</p> <p>3 電話機の設置場所が課内の通常業務を行っている場所にあるので、静かな通話環境にあるとはいえない。</p>
<p>意見</p>	<p>1 警察の少年サポートセンターへの相談件数等に比較して件数が少ないことや相談件数が減少している要因として、相談電話の広報が必ずしも十分ではないことが考えられるので、引き続き県又は市町村の広報誌への掲載、学校を通じた広報等により、更に周知に努める必要がある。</p> <p>2 電話機の設置場所について、周囲の騒音が入らない、落ち着いた相談場所への設置を検討する必要がある。</p> <p>3 電話機について、相手方の電話番号を表示する機能を有する電話機に切り替え、緊急時等に相手方の電話番号がわかるようにすることを検討する必要がある。</p>

(18) 教育相談 所管課 教育委員会事務局小中学校課

<p>実施機関</p>	<p>教育研修センター、中部適応指導教室、西部適応指導教室</p>																																																																																																		
<p>開設年度</p>	<p>昭和48年度</p>																																																																																																		
<p>相談実施目的</p>	<p>こどもの教育上の問題について、保護者又は本人からの相談に応じ、指導・助言を行う。</p>																																																																																																		
<p>相談実施状況</p>	<p>1 実施日時 面談 月曜日～金曜日 午前9時から午後4時まで 電話 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>2 実施場所 鳥取県教育研修センター教育相談課及びはまなす教室 中部適応指導教室うつぶき教室（倉吉ふれあい会館内） 西部適応指導教室こすもす教室（米子市明道公民館内）</p> <p>3 実施方法 面接相談、電話相談等</p> <p>4 対象者 一般県民（主として児童生徒、その保護者及び教育関係者等）</p>																																																																																																		
<p>相談体制</p>	<p>7人（職員4人、適応指導教室の非常勤教育相談員各1人）</p>																																																																																																		
<p>相談件数 教育研修センターおけるものに限る</p>	<p>一般教育相談内容別件数 (件)</p> <table border="1" data-bbox="453 1361 1345 1574"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>不登校</th> <th>友人関係</th> <th>非行一般</th> <th>いじめ</th> <th>進 路</th> <th>親子関係</th> <th>怠 学</th> <th>校内暴力</th> <th>異性関係</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>973</td> <td>23</td> <td>75</td> <td>34</td> <td>28</td> <td>26</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>111</td> <td>1,281</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>930</td> <td>36</td> <td>26</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>31</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>86</td> <td>1,147</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>1,215</td> <td>20</td> <td>13</td> <td>34</td> <td>15</td> <td>12</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>78</td> <td>1,391</td> </tr> </tbody> </table> <p>障害児教育相談内容別件数 (件)</p> <table border="1" data-bbox="453 1641 1206 1854"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>視覚障害</th> <th>聴覚障害</th> <th>言語障害</th> <th>知的障害</th> <th>情緒障害</th> <th>肢体不自由</th> <th>病弱虚弱</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>39</td> <td>49</td> <td>154</td> <td>93</td> <td>29</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>139</td> <td>506</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>40</td> <td>46</td> <td>107</td> <td>73</td> <td>19</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>92</td> <td>383</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>35</td> <td>54</td> <td>158</td> <td>109</td> <td>71</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>134</td> <td>565</td> </tr> </tbody> </table>											区 分	不登校	友人関係	非行一般	いじめ	進 路	親子関係	怠 学	校内暴力	異性関係	その他	計	平成10年度	973	23	75	34	28	26	3	5	3	111	1,281	平成11年度	930	36	26	16	22	31	0	0	0	86	1,147	平成12年度	1,215	20	13	34	15	12	2	0	2	78	1,391	区 分	視覚障害	聴覚障害	言語障害	知的障害	情緒障害	肢体不自由	病弱虚弱	その他	計	平成10年度	39	49	154	93	29	0	3	139	506	平成11年度	40	46	107	73	19	6	0	92	383	平成12年度	35	54	158	109	71	1	3	134	565
区 分	不登校	友人関係	非行一般	いじめ	進 路	親子関係	怠 学	校内暴力	異性関係	その他	計																																																																																								
平成10年度	973	23	75	34	28	26	3	5	3	111	1,281																																																																																								
平成11年度	930	36	26	16	22	31	0	0	0	86	1,147																																																																																								
平成12年度	1,215	20	13	34	15	12	2	0	2	78	1,391																																																																																								
区 分	視覚障害	聴覚障害	言語障害	知的障害	情緒障害	肢体不自由	病弱虚弱	その他	計																																																																																										
平成10年度	39	49	154	93	29	0	3	139	506																																																																																										
平成11年度	40	46	107	73	19	6	0	92	383																																																																																										
平成12年度	35	54	158	109	71	1	3	134	565																																																																																										
<p>相談内容</p>	<p>1 不登校、いじめ、友人関係等学校での人間関係、進路、親子関係等に関するものが多く、非行等の相談もある。保護者及び本人以外に教師からの相談もある。</p> <p>2 相談案件は、必要に応じて面接相談等を継続している。</p> <p>3 不登校の児童・生徒は、継続指導を行うことにより、はまなす教室等への通所が可能とな</p>																																																																																																		

	ればカウンセリング、諸活動等も実施している。
現状及び課題	他機関の相談窓口が整備されたこと等により、相談件数は少し増加するにとどまっていると思われる。 また、問題の内容が複雑となり、対応が難しいものも多くなっている。
意見	相談窓口の広報について、学校を通じた児童・生徒への広報、県・市町村の広報誌の活用等により、引き続き周知に努める必要がある。

(19) 困りごと相談（警察安全相談）所管課 警察本部生活安全部生活安全企画課

実施機関	各警察署（岩美・鳥取・郡家・智頭・浜村・倉吉・八橋・米子・境港・溝口・黒坂）																																												
開設年度	昭和40年度																																												
相談実施目的	県民の困りごと相談に応じ、防犯的な立場から、適切な指導、保護等を行い、あるいは関係機関に連絡して、その解決を図ることにより県民に対する奉仕の実をあげる。																																												
特記事項	平成12年11月に警察安全相談に名称を変更した。																																												
相談実施状況	1 実施日時 面談 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで 電話 24時間 2 実施場所 各警察署 3 実施方法 電話相談、面接相談 4 対象者 一般県民																																												
相談体制	専任相談員各1人、兼任相談員各数名 更に市部の署には、平成12年度から非常勤の相談員が配置されている。																																												
相談件数	方法別相談件数 (件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>面 談</th> <th>電 話</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>177</td> <td>135</td> <td>29</td> <td>341</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>292</td> <td>52</td> <td>6</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>2,025</td> <td>774</td> <td>146</td> <td>2,945</td> </tr> </tbody> </table> 内容別相談件数 (件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>防 犯 問 題</th> <th>家 事 問 題</th> <th>民 事 問 題</th> <th>そ の 他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>150</td> <td>64</td> <td>83</td> <td>44</td> <td>341</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>163</td> <td>75</td> <td>70</td> <td>42</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>1,620</td> <td>412</td> <td>408</td> <td>505</td> <td>2,945</td> </tr> </tbody> </table> (注) 鳥取、郡家、浜村、倉吉、米子及び境港警察署の集計。	区 分	面 談	電 話	その他	計	平成10年度	177	135	29	341	平成11年度	292	52	6	350	平成12年度	2,025	774	146	2,945	区 分	防 犯 問 題	家 事 問 題	民 事 問 題	そ の 他	計	平成10年度	150	64	83	44	341	平成11年度	163	75	70	42	350	平成12年度	1,620	412	408	505	2,945
区 分	面 談	電 話	その他	計																																									
平成10年度	177	135	29	341																																									
平成11年度	292	52	6	350																																									
平成12年度	2,025	774	146	2,945																																									
区 分	防 犯 問 題	家 事 問 題	民 事 問 題	そ の 他	計																																								
平成10年度	150	64	83	44	341																																								
平成11年度	163	75	70	42	350																																								
平成12年度	1,620	412	408	505	2,945																																								
相談内容	1 相談内容は、近年、隣近所に対する不満等、何でも持ち込まれる傾向にあり、さらに全国的に注目を集めた事件の発生や、平成12年度から非常勤相談員が設置された効果もあって、相談件数が非常に増加した。 2 ストーカー行為等の規制等に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律及び児童虐待の防止等に関する法律の施行により、これらに関連する相談が顕在化し、急増している。 3 無言電話、迷惑電話等に関する相談も増加している。																																												
現状及び課題	1 警察署は、窓口が24時間開いていることが県民に周知されており、あらゆる相談が持ち込まれる傾向にある。 2 女性の相談者が女性の相談員による相談を希望する場合等には、署内に女性警察官や少年警察補導員がいればその者が、いなければ他署等へ応援を要請して対応しているが、相談体制の充実が望まれる。 3 施設面では、建設年度が古いため、バリアフリーに対応できていない署が多い。																																												

	<p>4 家庭内の相談であっても、家庭内暴力等内容によっては相談以外の対応が必要な場合が増加しており、相談への対応が複雑かつ困難なものが増えている。</p>
意見	<p>1 各警察署の建物は、建築年度が比較的新しい倉吉警察署を除き、高齢者や障害者等に十分配慮した施設になっていない。</p> <p>例えば、相談室が1階にないため、障害者等が来署した場合には1階の署長室又は取調室で相談に応じることになっていたり、また便所については多くの警察署で入り口に段差があったり、男子用小便器の周囲に手すりがなかったり、車いす使用者のための便房がない等の問題点があった。</p> <p>このため、各警察署については、これら的高齢者、障害者等への配慮が不十分な点について、施設の改造等を検討する必要がある。</p> <p>2 相談担当者が、2階又は3階に配置されている署がほとんどであり、高齢者や障害者等が相談に来署した場合、玄関で受付を行って相談担当者を電話で呼び出し、担当者が玄関まで出向く方法をとっている署が多い。</p> <p>したがって、相談者への対応が不適切にならないよう窓口対応等に十分配慮する必要がある。</p> <p>3 一部の警察署は、建築後年数が経過していることもあり、受付や相談室が暗い雰囲気であるところもあるので、受付又は相談室については、照明、机、壁、仕切等の色彩等にも留意し、明るい雰囲気をつくり、できるだけ相談しやすい環境になるよう努める必要がある。</p> <p>4 相談員が男性だけの警察署もあるので、今後は女性の相談員が対応できるように職員配置等を検討する必要がある。</p>

(20) 少年相談 所管課 警察本部生活安全部生活安全企画課

実施機関	東部・西部少年サポートセンター																																										
開設年度	平成11年度（東部）平成12年度（西部） 昭和53年度（電話少年相談、ヤングテレホン）																																										
相談実施目的	<p>面接及び電話による少年、保護者等からの少年問題に対し、その内容に応じた助言・指導及び関係機関と連携した対応を行う。</p> <p>電話による少年等からの悩み又は少年問題に関する相談に対し、その内容に応じた助言・指導等を行う。</p>																																										
相談実施状況	<p>1 実施日時 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>2 実施場所 東部少年サポートセンター（東町分庁舎1階） 西部少年サポートセンター（旧鳥取県立武道館1階）</p> <p>3 実施方法 面接相談、電話相談（ヤングテレホン）</p> <p>4 対象者 一般県民（主として少年、保護者等）</p>																																										
相談体制	11人（課長補佐2人、少年警察補導員9人（女性）） （当センター以外に県下3警察署に4人の少年警察補導員が配置されている。）																																										
相談件数	<p>方法別相談件数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>面 談</th> <th>電 話</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成11年度</td> <td>312</td> <td>1,190</td> <td>0</td> <td>1,502</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>1,056</td> <td>1,408</td> <td>0</td> <td>2,464</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成11年度については、東部少年サポートセンターのみの件数</p> <p>内容別相談件数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>非行問題</th> <th>学校問題</th> <th>家庭問題</th> <th>交友問題</th> <th>健康問題</th> <th>犯罪被害</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成11年度</td> <td>224</td> <td>276</td> <td>221</td> <td>216</td> <td>153</td> <td>73</td> <td>339</td> <td>1,502</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>291</td> <td>739</td> <td>429</td> <td>277</td> <td>109</td> <td>81</td> <td>538</td> <td>2,464</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	面 談	電 話	その他	計	平成11年度	312	1,190	0	1,502	平成12年度	1,056	1,408	0	2,464	区 分	非行問題	学校問題	家庭問題	交友問題	健康問題	犯罪被害	その他	計	平成11年度	224	276	221	216	153	73	339	1,502	平成12年度	291	739	429	277	109	81	538	2,464
区 分	面 談	電 話	その他	計																																							
平成11年度	312	1,190	0	1,502																																							
平成12年度	1,056	1,408	0	2,464																																							
区 分	非行問題	学校問題	家庭問題	交友問題	健康問題	犯罪被害	その他	計																																			
平成11年度	224	276	221	216	153	73	339	1,502																																			
平成12年度	291	739	429	277	109	81	538	2,464																																			

相談内容	学校問題（不登校、いじめ、教師関係等）が一番多く、次いで非行問題（窃盗等）家庭問題が多く、これらが全体の6割を占めている。 最近は内容が複雑になってきている等の特徴がある。
現状及び課題	1 当センターは、女性相談員による手厚い相談とフォローに特徴がある。相談員数も継続相談を行うことが可能な配置となっている。 2 相談員の年代も50歳代、40歳代、30歳代と配分良く配置され、当センター業務に新人が配置された時に、まわりから教わることが可能な配置となっており、適切である。
意見	1 全般的にみて、当センターは少年相談によく対応しており、他機関との連携も、全般的によくとられていると考えられる。 2 現在、東部地区及び西部地区にしか設置されていないので、中部地区への設置について検討する必要がある。

第3 審議会等の機能及び活動状況について

1 監査の実施

(1) 実施期間

平成13年4月から平成14年2月までの間に実施した。

(2) 実施方法

審議会等を所管する部局等から関係書類の提出を求め、書面監査を実施するとともに、必要に応じて関係課室の担当者への聴取りを行った。

(3) 監査対象審議会等

平成12年4月1日現在において設置されている、次の審議会等（平成12年度中に統廃合されたものを含む。）を対象とした。

部 局 名	所管課室等名	番号	審 議 会 等 の 名 称	設置年月	設置根拠	
防 災 監	防災危機管理課	1	鳥取県防災会議	昭和37年10月	法令 必置	
	消 防 課	2	鳥取県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会	平成9年9月	要綱等設置	
総 務 部	総 務 課	3	鳥取県私立学校審議会	昭和25年6月	法令 必置	
	県 民 室	4	鳥取県個人情報保護審議会	平成11年4月	条例 設置	
		5	鳥取県情報公開審議会	平成12年4月	条例 設置	
		管 財 課	6	鳥取県財産評価審議会	昭和38年4月	条例 設置
	職 員 課	7	鳥取県特別職報酬等審議会	昭和39年7月	条例 設置	
		8	鳥取県自治研修所運営審議会	昭和31年3月	条例 設置	
		9	鳥取県公務災害補償等認定委員会	昭和42年12月	条例 設置	
		10	鳥取県公務災害補償等審査会	昭和42年12月	条例 設置	
	市町村振興課	11	鳥取県固定資産評価審議会	昭和37年10月	法令 必置	
	同 和 対 策 課	12	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	平成8年8月	条例 設置	
		13	鳥取県同和対策推進協議会	昭和42年10月	要綱等設置	
		14	鳥取県差別事象検討会	昭和60年6月	要綱等設置	
		企 画 部	企画振興課	15	鳥取県科学技術振興会議	平成11年3月
	16			鳥取県総合開発審議会	昭和25年8月	条例 設置
17	中海地区新産業都市建設協議会			昭和42年1月	法令 任意	
交通政策課	18		鳥取県バス交通問題協議会	昭和61年11月	要綱等設置	
観 光 課	19		鳥取県観光総合審議会	昭和28年1月	条例 設置	

福祉保健部	景 観 自 然 課	20	鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館運営協議会	平成12年2月	要綱等設置	
		21	鳥取県景観審議会	平成5年5月	条 例 設 置	
	福 祉 保 健 課	22	鳥取県社会福祉審議会	昭和39年9月	法 令 必 置	
		23	鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	平成9年2月	要綱等設置	
		障 害 福 祉 課	24	鳥取県精神保健福祉審議会	昭和63年7月	法 令 必 置
	25		鳥取県精神医療審査会	昭和63年7月	法 令 必 置	
	26		鳥取県障害者施策推進協議会	昭和47年4月	法 令 必 置	
	長 寿 社 会 課	27	鳥取県高齢化社会対策推進本部	昭和62年6月	要綱等設置	
		28	鳥取県介護保険審査会	平成11年10月	法 令 必 置	
		29	鳥取県国民健康保険審査会	昭和35年3月	法 令 必 置	
	子 育 て 支 援 課	30	鳥取県保育士試験委員	昭和23年11月	法 令 必 置	
	医 務 薬 事 課	31	鳥取県医療審議会	昭和23年7月	法 令 必 置	
		32	鳥取県准看護婦試験委員	昭和34年12月	法 令 必 置	
		33	鳥取県麻薬中毒審査会	昭和61年4月	法 令 必 置	
		34	鳥取県薬事審議会	昭和38年12月	法 令 任 意	
	健 康 対 策 課	35	鳥取県成人病検診管理指導協議会	平成4年4月	要綱等設置	
		36	鳥取県寝たきりゼロ推進本部	平成6年3月	要綱等設置	
		37	鳥取県母子保健対策協議会	平成11年8月	要綱等設置	
		38	鳥取県特定疾患対策協議会	昭和48年4月	要綱等設置	
		39	鳥取県小児慢性特定疾患対策協議会	平成5年4月	要綱等設置	
		40	鳥取県感染症危機管理対策協議会	平成9年9月	要綱等設置	
		41	鳥取県エイズ対策推進協議会	平成6年2月	要綱等設置	
		42	鳥取県8020運動推進協議会	平成7年6月	要綱等設置	
	東部健康福祉センター	43	東部健康福祉センター運営協議会	平成11年6月	要綱等設置	
	中部健康福祉センター	44	中部健康福祉センター運営協議会	平成11年6月	要綱等設置	
	西部健康福祉センター	45	西部健康福祉センター運営協議会	平成11年6月	要綱等設置	
	鳥 取 保 健 所	46	鳥取県鳥取保健所結核診査協議会	昭和26年9月	法 令 必 置	
		47	鳥取県東部感染症診査協議会	平成11年4月	法 令 必 置	
	倉 吉 保 健 所	48	鳥取県倉吉保健所結核診査協議会	昭和26年9月	法 令 必 置	
		49	鳥取県中部感染症診査協議会	平成11年4月	法 令 必 置	
	米 子 保 健 所	50	鳥取県米子保健所結核診査協議会	昭和26年9月	法 令 必 置	
		51	鳥取県西部感染症診査協議会	平成11年4月	法 令 必 置	
	生活環境部	環 境 政 策 課	52	鳥取県環境審議会	平成6年8月	法 令 必 置
			53	鳥取県環境影響評価審査会	平成11年4月	条 例 設 置
			54	鳥取県自然環境保全審議会	昭和47年10月	法 令 必 置
			55	公害紛争処理法による鳥取県平成11年 (調)第1号事件調停委員会	平成11年6月	法 令 必 置
			56	中海水質汚濁防止対策協議会	昭和51年2月	要綱等設置
			57	鳥取県フロン回収等推進協議会	平成9年7月	要綱等設置
			58	鳥取県地球環境問題懇談会	平成5年7月	要綱等設置
			59	鳥取県放射能調査専門家会議	平成元年7月	要綱等設置

環境管理推進課	60	鳥取県環境教育・学習推進会議	平成11年 9月	要綱等設置	
	循環型社会推進課	61	エコショップ協議会	平成10年 5月	要綱等設置
		62	鳥取県ごみ減量化・リサイクル推進協議会	平成 6年 3月	要綱等設置
		63	鳥取県公共関与処分場安全確保対策専門家会議	平成 9年 1月	要綱等設置
		64	鳥取県散乱ごみ対策推進協議会	平成 8年 2月	要綱等設置
		65	鳥取県産業廃棄物不法投棄防止対策協議会	平成 4年 5月	要綱等設置
		66	鳥取県廃棄物専門委員会	平成10年 9月	要綱等設置
		67	鳥取県男女共同参画施策企画推進会議	昭和61年 6月	要綱等設置
	県 民 生 活 課	68	鳥取県消費生活審議会	昭和55年 6月	条 例 設 置
		69	鳥取県交通安全対策会議	昭和46年 2月	法 令 必 置
		70	鳥取県生活衛生営業審議会	平成12年 4月	法 令 必 置
		71	鳥取県クリーニング師試験委員	昭和34年10月	条 例 設 置
		72	鳥取県ふく処理師調理師試験委員	昭和34年10月	条 例 設 置
		73	鳥取県食中毒防止対策会議	平成12年 1月	要綱等設置
	県民活動推進課	74	鳥取県青少年問題協議会	昭和28年10月	法 令 任 意
	住 宅 環 境 課	75	鳥取県宅地建物取引業審議会	昭和48年12月	法 令 任 意
		76	鳥取県高齢者向け優良賃貸住宅事業選定委員会	平成11年 7月	要綱等設置
		77	鳥取県特定優良賃貸住宅事業選定委員会	平成 6年10月	要綱等設置
	鳥 取 保 健 所	78	湖山池生活排水対策連絡会議	平成 4年12月	要綱等設置
米 子 保 健 所	79	中海生活排水対策連絡会議	平成 4年 9月	要綱等設置	
商工労働部	経 済 通 商 課	80	鳥取県中小企業振興対策審議会	昭和28年 4月	条 例 設 置
		81	鳥取県中小企業調停審議会	昭和33年10月	法 令 任 意
	経 営 商 業 課	82	鳥取県大規模小売店舗審議会	昭和54年 5月	法 令 任 意
	工 業 振 興 課	83	鳥取県農村地域工業等導入促進審議会	昭和46年10月	法 令 任 意
	労 働 雇 用 課	84	鳥取県労働問題連絡会議	平成 6年 8月	要綱等設置
		85	鳥取県雇用対策協議会	昭和62年 8月	要綱等設置
		86	鳥取県職業能力開発審議会	昭和44年10月	法 令 必 置
農林水産部	農 政 課	87	鳥取県農業振興審議会	昭和36年 4月	条 例 設 置
	経 営 指 導 課	88	鳥取県農業共済保険審査会	昭和16年10月	法 令 必 置
		89	鳥取県改良普及員資格試験審査委員	昭和27年12月	条 例 設 置
		90	スーパー総合資金制度運営協議会	平成 7年 3月	要綱等設置
		91	鳥取県農業経営改善推進計画審査委員会	平成 7年 7月	要綱等設置
		92	鳥取県農業経営改善協議会	昭和60年12月	要綱等設置
		93	鳥取県農業経営指導協議会	平成 7年 6月	要綱等設置
		94	鳥取県農業士認定委員会	昭和57年 9月	要綱等設置
		95	鳥取県農山漁村熟年技能士認定委員会	平成 9年 1月	要綱等設置
		96	農山漁村女性・高齢者活動推進協議会	平成 5年 7月	要綱等設置
	97	鳥取県農業気象協議会	昭和43年 2月	要綱等設置	
	生 産 振 興 課	98	鳥取県主要農作物奨励品種改廃協議会	昭和38年10月	要綱等設置
99		鳥取県水田営農推進協議会	昭和46年 4月	要綱等設置	

	林 政 課	100	鳥取県埋設農薬対策委員会	平成6年1月	要綱等設置
		101	鳥取県環境にやさしい農業推進協議会	平成4年7月	要綱等設置
		102	鳥取県果樹農業振興協議会	昭和41年11月	要綱等設置
		103	鳥取県森林審議会	昭和26年6月	法令必置
		104	鳥取県林業改良指導員資格試験委員	昭和33年4月	条例設置
		105	鳥取県特用林産振興協議会	昭和53年11月	要綱等設置
	森 林 保 全 課	106	鳥取県林業労働安全衛生推進会議	平成4年4月	要綱等設置
		107	鳥取県鳥獣被害対策連絡会議	平成3年10月	要綱等設置
	水 産 課	108	鳥取県林業用種苗需給調整協議会	昭和46年4月	要綱等設置
		109	鳥取県水産業振興審議会	平成12年4月	条例設置
		110	鳥取県営境港水産物地方卸売市場運営協議会	平成2年1月	要綱等設置
		111	鳥取県漁業対策協議会	昭和52年3月	要綱等設置
		112	鳥取県栽培漁業推進協議会	昭和59年2月	要綱等設置
		113	鳥取県漁協合併等推進協議会	平成3年10月	要綱等設置
114		鳥取県内水面漁業対策協議会	昭和59年6月	要綱等設置	
土 木 部	管 理 課	115	鳥取県建設工事紛争審査会	昭和32年7月	法令必置
		116	鳥取県公共事業再評価委員会	平成10年8月	要綱等設置
	都 市 計 画 課	117	鳥取県都市計画審議会	昭和44年6月	法令必置
		118	鳥取県開発審査会	昭和45年3月	法令必置
		119	鳥取県流域別下水道整備総合計画策定委員会	昭和47年9月	要綱等設置
		120	鳥取県国土利用計画地方審議会	昭和49年10月	法令必置
		121	鳥取県土地利用審査会	昭和49年10月	法令必置
		122	鳥取県屋外広告物審議会	昭和37年7月	条例設置
		123	鳥取県地価調査委員会	昭和53年4月	要綱等設置
	空 港 港 湾 課	124	鳥取県地方港湾審議会	昭和49年6月	法令必置
	建 築 課	125	鳥取県建築審査会	昭和25年12月	法令必置
		126	鳥取県建築士審査会	昭和25年7月	法令必置
		127	鳥取県建築物安全安心推進協議会	平成11年7月	要綱等設置
		128	鳥取県青少年アイデアコンテスト選定委員会	平成12年4月	要綱等設置
出 納 局	審 査 課	129	鳥取県政府調達苦情検討委員会	平成8年1月	要綱等設置
教育委員会	小 中 学 校 課	130	鳥取県教育課程審議会	昭和40年4月	条例設置
		131	鳥取県教科用図書選定審議会	昭和39年4月	法令必置
		132	鳥取県就学指導委員会	昭和52年4月	要綱等設置
	高 等 学 校 課	133	鳥取県産業教育審議会	昭和26年9月	法令任意
		134	鳥取県高等学校教育審議会	昭和48年7月	条例設置
	生 涯 学 習 課	135	鳥取県生涯学習審議会	平成3年7月	法令任意
		136	鳥取県社会教育委員	昭和24年10月	法令任意
		137	鳥取県立図書館協議会	平成2年4月	法令任意
	文 化 課	138	鳥取県文化財保護審議会	昭和51年1月	法令任意
139		鳥取県美術資料収集評価委員会	平成9年8月	要綱等設置	

		140	鳥取県美術展覧会運営委員会	平成 8 年 5 月	要綱等設置
		141	妻木晩田遺跡保存活用検討委員会	平成11年 8 月	要綱等設置
		142	妻木晩田遺跡発掘調査委員会	平成11年 9 月	要綱等設置
	体 育 保 健 課	143	鳥取県スポーツ振興審議会	昭和37年 4 月	法 令 必 置
	県 立 博 物 館	144	鳥取県立博物館協議会	昭和47年 4 月	法 令 任 意
	ス ー ツ セ ン タ ー	145	鳥取県生涯スポーツ推進協議会	平成 8 年12月	要綱等設置

- (注) 1 「法令必置」とは、審議会等のうち法令により設置が義務づけられているものをいう。
 2 「法令任意」とは、審議会等のうち法令により設置できることとされ、これを受けて条例等により設置されたものをいう。
 3 「条例設置」とは、審議会等のうち県独自の条例により設置されたものをいう。
 4 「要綱等設置」とは、要綱等設置の審議会等をいう。
 5 審議会等の所管部局は、平成13年度において所管している部局で整理した。

(4) 監査の着眼点

ア 設置根拠は何か。

イ 委員の選任等は適切になされているか。

(ア) 委員の年齢構成のバランスはどうか。

(イ) 女性委員の登用は図られているか。

(ウ) 委員の長期在任の状況はどうか。

(エ) 委員の兼職の状況は適切か。

(オ) 一般公募による委員の選任状況はどうか。

ウ 設置の趣旨に沿った運営がなされているか。

(ア) 会議の開催状況は適切か。

(イ) 委員の出席状況及び代理出席の状況はどうか。

(ウ) 資料の事前配布、欠席委員への説明は適切に行われているか。

(エ) 会議録は整備されているか。

(オ) 定足数、議決要件等運営規定は整備されているか。

(カ) 委員報酬の状況はどうか。

エ 審議会等が行った答申、報告等は有効に活用されているか。

オ 開かれた運営方法をとっているか。

(ア) 会議の公開、非公開の状況はどうか。

(イ) 会議結果の公開状況はどうか。

カ 審議会等の整理統合は図られているか。

2 監査の結果及び意見

今回監査を行った審議会等の機能及び活動状況については、総合的に勘案したところ、概ね適切に行われていると認められた。しかし、監査の着眼点に基づき監査を実施した結果、次に掲げるものについて改善又は検討が望まれるので、適切に対応されたい。

また、3においても、各監査項目ごとに意見を記載しているので、併せて事務改善の参考とされたい。

(1) 委員の選任状況について

ア 委員の選任について

平成13年 3月31日現在で委員が全く選任されていない審議会等は、調査対象とした145機関のうち25機関もある。

この中には、資格試験の委員等必要な一定期間だけ選任しているもの、平成12年度中に廃止したもの

又は廃止を検討中のものも含んでいるが、その他の審議会等については、県が定めた附属機関委員選任基準（平成7年3月31日付発人第211号鳥取県総務部長通知。以下「選任基準」という。）に基づき、速やかに委員を選任する必要がある。

なお、選任基準の対象は附属機関であり、要綱等設置の審議会等は含まれていないが、要綱等設置の審議会等についても、この基準に準ずる取扱いとすることが望ましいと考える。

イ 年齢構成について

委員の年齢構成については、選任基準では、新任の場合の制限年齢を70歳、再任の場合は75歳とし、これを超える場合は職員課長へ事前協議を行うこととなっている。

しかし、この制限年齢を超える委員も多く見受けられ、また、49歳以下の委員はわずか約18パーセントと若年層の登用が比較的少ない状況にあるので、選任基準に十分留意するとともに、幅広い年齢層から選任するよう努める必要がある。

ウ 委員の選任区分について

審議会等の延べ委員数1,895人の選任区分については、学識経験者がもっとも多く、次いで団体代表、県職員の順となっているが、県職員の全体に占める割合は約19パーセントと少なくない。これは、附属機関については県職員の割合が約9パーセントであるのに対し、要綱等設置の審議会等では約24パーセントを占めているためである。

選任基準では、平成13年12月の改正により、県職員は原則として選任しないこととなっているので、今後県職員の選任に当たっては慎重に行う必要がある。

エ 女性の登用について

女性委員の登用状況については、選任基準及び女性の委員会、審議会等への参画推進要綱（平成9年12月17日付女青第150号鳥取県企画部長通知。以下「参画推進要綱」という。）の平成12年度の目標登用率である17パーセントを下回っているもの又は女性が選任されていないものが、附属機関では18機関、要綱等設置の審議会等では51機関もあった。

また、附属機関の平均女性登用率が20パーセントを超えているのに対し、要綱等設置の審議会等については10.1パーセントとかなり低い状況にあった。

なお、平成13年12月に改正された選任基準では、委員の構成は、同年4月に施行された鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）第12条の規定に基づき、男女別の委員数が均衡するように努めることとされ、その具体的基準として、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないようにすることとされたところであり、また、要綱等設置の審議会等についても、附属機関に準じて男女の委員数の均衡に努めるよう指導がなされているところである。

附属機関はもとより要綱等設置の審議会等についても、幅広い分野から一層女性委員の登用を図る必要がある。

オ 長期在任・重複就任の是正について

委員の長期在任については、選任基準では、原則として8年間（任期中に8年を超える場合は、任期満了日）までとされ、また、重複就任については、委員の兼職（法令、県の規程等に基づき、充て職として選任する場合を除く。）は3機関までとされている。

しかし、附属機関において、この基準を超えて8年を超過して在任している委員又は4機関以上重複して就任している委員が見受けられる。また、要綱等設置の審議会等については、長期在任又は重複就任の委員が附属機関よりも多い状況にあり、附属機関と重複して就任している委員も多く見受けられる。

多くの県民の意見を行政に反映させるためにも、附属機関はもとより要綱等設置の審議会等についても、長期在任及び重複就任を少なくするよう努める必要がある。

(2) 審議会等の運営状況について

ア 審議会等設置の見直しについて

平成12年度において会議の開催実績がない審議会等が45機関（31パーセント）ある。3年以上未開催

のもの又は開催回数が極めて少なく設置の必要性が乏しいものについては、廃止も含めて整理統合を検討する必要がある。

イ 出席率の向上について

審議会等全体の平均出席率は85.8パーセントであるが、60パーセントに満たない審議会等が4機関ある。

出席率が低い審議会等については、多くの委員の出席を得るため、開催日時を検討する等、より出席しやすい状況にする必要がある。

ウ 代理出席減少への努力について

委員の代理出席の状況については、審議会等のうち35機関において代理出席が行われていたが、その約80パーセントが要綱等設置の審議会等であった。会議の内容を充実させるため、実際に出席可能な者の選任等も含めて検討し、代理出席の減少に努める必要がある。

エ 資料配布及び欠席委員への配慮について

資料配布時期については、当日の資料配布としていた審議会等の数が多く、また、欠席委員に対する事後説明等の措置については、約20パーセントの審議会等において特に講じていない結果となっている。審議内容の充実を図るとともに、委員の共通認識を深めるためにも、資料の事前配布及び欠席委員に対する説明をより積極的に行う必要がある。

オ 会議録及び運営規定の整備について

平成12年度に開催された審議会等において、会議録を整備していないものが23機関あり、その約80パーセントが要綱等設置の審議会等である。審議過程の透明性を確保し、行政に反映させるためには会議録の整備は基本であるので、改善が必要である。

また、審議会等の運営規定について、定足数及び議決方法が規定されていないものが半数を超えており、また、多くの審議会等の会議で代理出席があるにもかかわらず代理出席や委任状の規定があるのはわずかであるので、これらの審議会等については、運営規定の見直しを行い、基本的なルールを明確にする必要がある。

カ 審議会等の活動成果について

平成12年度の審議会等の活動により、事業への反映、事務改善の参考等として行政へ反映されたとするものがほとんどであり、これらについては設置目的は達成されているものと思われる。その一方、特に成果が得られなかったとしているものが5機関あり、これは主に報告事項の伝達のみで終わっていることによるものであるが、これらの審議会等については、形式的な会議運営が行われないように会議の在り方について見直し、具体的な活動成果が上がるよう努力する必要がある。

(3) 審議会等の公開状況について

審議会等の公開については、審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針（平成12年3月31日鳥取県告示第218号）により、平成12年度から原則公開することとなっているが、会議を非公開としたものは全体の35パーセント、会議結果を公開しなかったものは全体の約60パーセントある。審議内容により公開できないものもあると思われるが、可能な限り会議及び会議録の公開に努め、開かれた審議会等にしていく必要がある。

(4) 審議会等のチェック体制の整備について

要綱等設置の審議会等については、委員の年齢層が高い、県職員の割合が高い、女性の登用率が低い、委員が重複する場合が多い、代理出席率が高い、会議資料の事前配布や欠席委員への事後措置が少ない、定足数・議決方法などの運営規定や会議録の整備が少ない、会議の広報や会議結果の公開が少ない等問題点が数多く、安易に委員の選任又は運営がなされ、行政の隠れみよ的な存在になっている可能性もあることから、十分に機能しているとはいえない。

要綱等設置の審議会等の所管課においては、このことを十分に認識して運営に当たる必要がある。また、附属機関の委員の選任については職員課でチェックしているが、要綱等設置の審議会等についてはそのよ

うな取扱いをしていないので、委員の選任や運営状況について統括的にチェックする体制を整備する必要がある。

3 審議会活動等の概要

(1) 審議会等の設置状況

ア 部局別設置状況

審議会等の数を部局別、設置根拠別にみると、表1のとおりである。

審議会等145機関のうち法令必置が37、法令任意が13、条例設置が23あり、これらの附属機関が約50パーセントを占めている。部局別では、法令必置の審議会等は福祉保健部に多く、法令任意、条例設置及び要綱等設置の審議会等は、それぞれ教育委員会、総務部、農林水産部にもっとも多く設置されている。

さらに、設置目的別にみると、「その他」が全体の44パーセントでそのほとんどが要綱等設置の審議会等であり、次いで「審議」、「審査」、「調査」、「調停」の順になっている。

表1 部局別設置数

区 分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計	
防 災 監	1	0	0	1	2	
総 務 部	2	0	8	2	12	
企 画 部	0	1	3	3	7	
福 祉 保 健 部	16	1	0	13	30	
生 活 環 境 部	5	2	4	17	28	
商 工 労 働 部	1	3	1	2	7	
農 林 水 産 部	2	0	4	22	28	
土 木 部	8	0	1	5	14	
出 納 局	0	0	0	1	1	
教 育 委 員 会	2	6	2	6	16	
計	37	13	23	72	145	
設置目的	調 停	3	0	0	0	3
	審 査	6	1	3	6	16
	審 議	26	11	14	6	57
	調 査	0	1	0	4	5
	その他	2	0	6	56	64

イ 年度別設置状況

審議会等を設置年度別にみると、表2のとおりで、昭和59年度以前に設置された審議会等が約50パーセントを占めている。

設置根拠別にみると、附属機関は、昭和59年度以前に設置されたものの方が昭和60年度以降に設置されたものよりも多いのに対し、要綱等設置の審議会等は、昭和60年度以降に設置された比較的新しいものが多い状況となっている。

表2 年度別設置数

区 分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計
昭和29年度以前	10	3	4	0	17
昭和30年度～昭和39年度	8	2	8	1	19

昭和40年度～昭和49年度	9	4	4	7	24
昭和50年度～昭和59年度	0	2	1	8	11
昭和60年度～平成6年度	4	2	1	26	33
平成7年度以降	6	0	5	30	41
計	37	13	23	72	145

(2) 委員の選任状況

ア 委員数別設置状況

平成13年3月31日現在(平成12年度途中で統廃合された審議会等については当該審議会等の委員の任期満了時。以下同じ。)で選任されている審議会等(審議会等の部会を含む。)の委員数の状況は、表3のとおりであり、120機関で延べ1,895人が選任されている。

1審議会等当たりの委員数をみると、6～10人がもっとも多く、次いで1～5人、11～15人の順となっており、1審議会等当たりの平均委員数は、15.8人である。

また、委員が全く選任されていない機関は、25機関(17.2パーセント)で、設置根拠別にみると、法令必置が4機関、法令任意が5機関、条例設置が11機関、要綱等設置が5機関となっている。この中には、必要な一定期間だけ委員を選任しているもの、平成12年度中に廃止したもの又は廃止を検討中のものもあるが、その他の機関については、選任基準に基づき、速やかに委員を選任する必要がある。

表3 委員数別設置数

区 分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計
0人	4	5	11	5	25
構成比	10.8%	38.5%	47.8%	6.9%	17.2%
1～5人	11	0	6	9	26
構成比	29.7%	0.0%	26.1%	12.5%	17.9%
6～10人	9	3	2	14	28
構成比	24.3%	23.1%	8.7%	19.4%	19.3%
11～15人	4	3	3	10	20
構成比	10.8%	23.1%	13.0%	13.9%	13.8%
16～20人	2	1	1	13	17
構成比	5.4%	7.7%	4.3%	18.1%	11.7%
21～25人	5	1	0	9	15
構成比	13.5%	7.7%	0.0%	12.5%	10.3%
26～30人	0	0	0	3	3
構成比	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	2.1%
31人以上	2	0	0	9	11
構成比	5.4%	0.0%	0.0%	12.5%	7.6%
計	37	13	23	72	145
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
延べ委員数(人)	418	107	101	1,269	1,895
構成比	22.1%	5.6%	5.3%	67.0%	100.0%
平均委員数(人)	12.7	13.4	8.4	18.9	15.8

(注) 平均委員数は、委員が選任されていない25機関を除く。

イ 委員の年齢別状況

委員の年齢構成別の状況は、表4のとおりである。

審議会等全体では、50～69歳の委員は全体の約70パーセントを占め、49歳以下の委員についてはわずかに約18パーセントとなっている。

また、70歳以上の委員は全体の約12パーセントであり、この中には80歳以上の委員もみられるが、要綱等設置の審議会等については、70歳以上の委員が約18パーセントを占めており、高い年齢層の委員の割合が附属機関よりも高い。

なお、選任基準では、新任の場合の制限年齢を70歳、再任の場合は75歳とし、これを超える場合は、職員課長へ事前協議を行うこととなっているので、この基準に十分留意するとともに、県民各層が積極的に行政へ参画する意識を醸成するため、若年層からの選任も積極的に行うよう配慮する必要がある。

表4 委員の年齢別状況

(単位：人)

区 分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計
29歳以下	0	1	0	0	1
30～39歳	17	4	2	17	40
40～49歳	46	10	10	32	98
50～59歳	102	41	29	87	259
60～69歳	113	27	36	91	267
70～79歳	28	8	5	50	91
80歳以上	2	0	0	1	3
計	308	91	82	278	759

(注) 年齢が把握されていない委員を除く。

ウ 委員の選任区分状況

審議会等の委員の選任区分の状況は、表5のとおりである。

委員1,895人の選任区分をみると、学識経験者が520人で最も多く、次いで団体代表が456人、県職員355人、県職員以外の行政関係者342人の順となっており、県職員の占める割合は少ない。

設置根拠別にみると、法令必置、法令任意及び条例設置の審議会等では学識経験者の占める割合が最も多いのに対し、要綱等設置の審議会等では団体代表の占める割合が最も多く、次いで県職員、県職員以外の行政関係者の順となっている。

なお、選任基準は、平成13年12月の改正により県職員及び県議会議員就任の制限規定が新たに設けられ、例外を除き原則として県職員及び県議会議員は選任しないこととなっているので、今後安易に例外規定に頼ることなく、県職員及び県議会議員の選任を慎重に行う必要がある。

表5 委員の選任区分状況

(単位：人)

区 分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計
学 識 経 験 者	174	66	56	224	520
構成比	41.6%	61.7%	55.4%	17.7%	27.4%
団 体 代 表	56	4	9	387	456
構成比	13.4%	3.7%	8.9%	30.5%	24.1%
利 害 関 係 人	10	3	0	4	17
構成比	2.4%	2.8%	0.0%	0.3%	0.9%
県 議 会 議 員	15	1	5	22	43

	構成比	3.6%	0.9%	5.0%	1.7%	2.3%
	県職員	35	7	16	297	355
	構成比	8.4%	6.5%	15.8%	23.4%	18.7%
県職員以外の行政関係者		59	13	9	261	342
	構成比	14.1%	12.1%	8.9%	20.6%	18.0%
その他		69	13	6	74	162
	構成比	16.5%	12.1%	5.9%	5.8%	8.5%
計		418	107	101	1,269	1,895
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

エ 女性委員の登用状況

審議会等の委員への女性の登用状況は、表6のとおりであり、延べ委員数1,895人中278人となっている。

選任基準では、女性委員の登用率を、参画推進要綱に掲げる平成12年度までに17パーセント以上とする目標の達成に努めることとされていたところであり、参画推進要綱では、その対象に要綱等設置の審議会等も含まれることになっている。この目標を達成していない審議会等を設置根拠別にみると、法令必置の審議会等が13機関、法令任意の審議会等が2機関、条例設置の審議会等が3機関、要綱等設置の審議会等が51機関である。

さらに、女性が登用されていない審議会等は45機関で、このうち要綱等設置の審議会等が約80パーセントを占めている。

また、平均登用率（延べ委員数に対する延べ女性委員数の割合）についてみると、審議会等全体では14.7パーセントであり、附属機関では20パーセントを超えているのに対し、要綱等設置の審議会等では10.1パーセントで、女性登用率は低い状況にある。

なお、平成13年12月に改正された選任基準では、委員の構成は、鳥取県男女共同参画推進条例第12条の規定に基づき、男女別の委員数が均衡するように努めることとされ、この具体的基準として、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないようにすることとされたところであり、また要綱等設置の審議会等についても、附属機関に準じて男女の委員数の均衡に努めるよう指導がなされているところである。附属機関はもとより要綱等設置の審議会等についても、今後より一層女性委員の登用を図り、男女別の委員の数が均衡するように努める必要がある。

表6 女性委員の登用割合別にみた審議会等の数

区 分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計
なし	9	0	1	35	45
5%未満	0	0	0	1	1
5以上10%未満	0	1	1	9	11
10以上15%未満	1	1	0	6	8
15以上17%未満	3	0	1	0	4
17以上20%未満	1	1	0	2	4
20以上25%未満	4	0	4	5	13
25以上30%未満	4	1	2	3	10
30以上35%未満	2	1	2	4	9
35以上40%未満	1	0	0	0	1

40以上45%未満	3	1	1	1	6
45以上50%未満	1	0	0	0	1
50%以上	4	2	0	1	7
計	33	8	12	67	120
延べ委員数(人)	93	35	22	128	278
平均登用率(%)	22.2	32.7	21.8	10.1	14.7

オ 委員の長期在任の状況

審議会等の委員の長期在任の状況は、表7のとおりである。

選任基準では、委員の在任期間は、原則として8年間（任期中に8年を超える場合は、任期満了日）までとされているが、在任年数が把握されている延べ1,353人のうち、通算8年を超えて在任しているのは75人(5.5パーセント)で、その約50パーセントが附属機関の委員である。

また、8年を超えて在任している委員のうちその在任期間が10年以上30年未満の者は、法令必置の機関で11人、法令任意の機関で8人、条例設置の機関で2人、要綱等設置の機関で29人であり、法令必置の機関では30年以上在任している委員もある。

委員の選任に当たっては、審議会等の設置目的に照らし、経験、見識等からもっともふさわしい者が選任されていると思われるが、広く県民の意見を聴き行政に反映させるためにも、十分な人材の情報収集を行い、長期在任者の見直しを図り、選任基準を満たすよう努める必要がある。

表7 委員の長期在任の状況

(単位：人)

区 分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計
在任が8年以内の者	338	97	94	749	1,278
在任が8年を超える者	20	10	7	38	75
うち10以上20年未満	10	7	2	26	45
うち20以上30年未満	1	1	0	3	5
うち30年以上	1	0	0	0	1
計	358	107	101	787	1,353

(注) 就任年数が把握されていない委員を除く。

カ 委員の重複就任の状況

審議会等の委員の重複就任の状況は、表8のとおりである。

選任基準では、附属機関の委員の兼職（法令、県の規程等に基づき、充て職として選任する場合を除く。）は3機関までとされているが、附属機関についてみると、実委員数495人のうち重複就任委員が95人(19.2パーセント)で、このうち4機関の重複は4人、5機関の重複は2人となっている。

なお、要綱等設置の審議会等も含めた審議会等全体では、実委員数1,244人のうち重複就任の実委員数は332人であり、4機関以上重複して就任している委員は68人(5.5パーセント)となっている。

附属機関はもとより要綱等設置の審議会等についても、委員の選任に当たっては候補者の兼職状況を把握する等、審議会等の兼務が少なくなるよう努める必要がある。

表8 委員の重複就任の状況

(単位:人)

1人の委員が就任している審議会等の数	附属機関		要綱等設置の審議会等		審議会等全体	
	実委員数	延委員数	実委員数	延委員数	実委員数	延委員数
1	400	400	665	665	912	912
重 複 審 議 会	2	67	134	141	282	410
	3	22	66	28	84	177
	4	4	16	20	80	96
	5	2	10	11	55	110
	6	0	0	3	18	42
	7	0	0	2	14	42
	8	0	0	2	16	16
	9	0	0	1	9	18
	10	0	0	2	20	0
	11以上	0	0	2	26	5
小計	95	226	212	604	332	983
計	495	626	877	1,269	1,244	1,895

キ 一般公募の状況

審議会等の委員の一般公募の状況は、表9のとおりである。

一般公募をもとに委員を選任したのは、145機関中要綱等設置の審議会等のうち1機関(鳥取県公共事業再評価委員会)のみであり、附属機関については公募方式を取り入れているものはみられない。

審議会等の形骸化を防ぎ、行政の隠れみよ的な運用が行われないようにするためにも、一般県民の積極的な登用が望まれるところであり、公募方式による選任の推進について検討する必要がある。

表9 委員の一般公募の状況

区分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計
一般公募あり	0	0	0	1	1
一般公募なし	37	13	23	71	144
計	37	13	23	72	145

(3) 審議会等の運営状況

ア 開催回数別の状況

平成12年度の会議の開催状況(部会の開催を含む。)を開催回数別にみると、表10のとおりであり、全体の平均開催回数は2.8回となっている。

また、開催回数は、年1回が39機関、2回が27機関、11回以上が12機関となっているが、開催実績のないものは45機関もあり、この中には、鳥取県中小企業調停審議会のように、案件がないため昭和33年の設置以来委員の任命がなく会議の開催のないものもある。

審議会等の開催に当たっては、長期間未開催又は開催回数が少なく設置の必要性が乏しいものについては、審議会等の存置そのものについても、検討する必要がある。

表10 会議の開催回数の区分による審議会等の数

区 分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計
なし	11	6	10	18	45
構成比	29.7%	46.2%	43.5%	25.0%	31.0%
1回	5	1	6	27	39
構成比	13.5%	7.7%	26.1%	37.5%	26.9%
2回	5	4	3	15	27
構成比	13.5%	30.8%	13.0%	20.8%	18.6%
3回	4	0	2	3	9
構成比	10.8%	0.0%	8.7%	4.2%	6.2%
4回	3	0	0	2	5
構成比	8.1%	0.0%	0.0%	2.8%	3.4%
5～10回	2	1	2	3	8
構成比	5.4%	7.7%	8.7%	4.2%	5.5%
11回以上	7	1	0	4	12
構成比	18.9%	7.7%	0.0%	5.6%	8.3%
計	37	13	23	72	145
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
延べ開催回数(回)	186	44	33	145	408
平均開催回数(回)	5.0	3.4	1.4	2.0	2.8

(注) 委員が選任されていない機関を含む。

イ 委員の出席状況

平成12年度に開催された審議会等100機関の委員の出席率(代理出席を含む。)をみると、表11のとおりである。

出席率80パーセント以上のものは72機関あり、このうち23機関が出席率100パーセントとなっている一方、出席率が60パーセントに満たないものが4機関となっている。

なお、平均出席率は85.8パーセントであり、設置根拠別にみてもほぼ同じ割合となっている。

出席率が低い審議会等については、より多くの委員の出席を得るため、委員の選任又は開催日の決定について、より慎重に検討する必要がある。

表11 委員の出席割合別にみた審議会等の数

区 分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計	構成比
出 席 率	100%	3	0	2	23	23.0%
	90以上100%未満	6	2	5	21	21.0%
	80以上90%未満	11	3	3	28	28.0%
	70以上80%未満	4	1	2	17	17.0%
	60以上70%未満	2	1	0	7	7.0%
	50以上60%未満	0	0	1	3	4.0%
	50%未満	0	0	0	0	0.0%
計	26	7	13	54	100	100.0%
平均出席率(%)	85.5	84.3	84.9	86.5	85.8	

ウ 委員の代理出席状況

委員の代理出席の状況をみると、表12のとおりである。

平成12年度中に開催された審議会等のうち、代理出席があったのは35機関で、その約80パーセントが要綱等設置の審議会等である。

代理出席が多い原因は、会議開催日時の設定方法又は委員の充て職による選任方法にあると考えられるが、委員の選任に当たっては実際に出席可能な者とするように努め、代理出席を減少させることにより会議を充実させる必要がある。

表12 委員の代理出席割合別にみた審議会等の数

区 分		法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計
代理なし		22	7	11	25	65
	構成比	84.6%	100.0%	84.6%	46.3%	65.0%
代	10%未満	3	0	2	2	7
	構成比	11.5%	0.0%	15.4%	3.7%	7.0%
理	10以上20%未満	1	0	0	6	7
	構成比	3.8%	0.0%	0.0%	11.1%	7.0%
出	20以上30%未満	0	0	0	8	8
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	14.8%	8.0%
席	30以上40%未満	0	0	0	6	6
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	6.0%
率	40以上50%未満	0	0	0	3	3
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	3.0%
	50%以上	0	0	0	4	4
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	7.4%	4.0%
計		26	7	13	54	100
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

エ 資料配布時期の状況

平成12年度に開催された審議会等における会議資料の配布時期をみると、表13のとおりである。

審議会等全体では、当日配布が56機関もあるが、設置根拠別にみると、法令必置及び条例設置の審議会等については事前配布が多いのに対し、法令任意及び要綱等設置の審議会等は当日配布の方が多くなっており、特に要綱等設置の審議会等の当日配布の割合は約67パーセントとなっている。

審議会等の資料には多量のものも多く、また、会議の日程及び時間が限られているなかで十分な討議の時間を確保する必要がある。会議を円滑に進め、より効率的な会議とするためにも、会議資料の事前配布を積極的に行う必要がある。

表13 会議資料の配布時期の区分による審議会等の数

区 分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計
事前配布	15	3	8	18	44
構成比	57.7%	42.9%	61.5%	33.3%	44.0%
当日配布	11	4	5	36	56
構成比	42.3%	57.1%	38.5%	66.7%	56.0%
計	26	7	13	54	100
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

オ 欠席者に対する会議内容説明等の事後措置の状況

会議欠席者に対する会議内容の説明等の事後措置の状況は、表14のとおりである。

平成12年度に会議を開催した機関のうち、欠席者があったものは77機関であるが、このうち17機関が特に措置を講じていない結果となっている。

また、措置を講じたとした60機関についてその内容をみると、資料送付がもっとも多い45機関であるが、会議録を送付したものは32機関、職員説明をしたものは11機関に止まっている。

会議当日の議論及び結論を欠席委員に対して報告することは、審議会等の委員全員が議事案件についての共通認識を持つ上で重要と思われるので、会議資料送付のみに止まらず、会議録送付や職員説明をより積極的に行う必要がある。

表14 欠席者に対する会議内容説明等の事後措置の区分による審議会等の数

区 分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計	
措置なし	5	0	1	11	17	
構成比	21.7%	0.0%	9.1%	30.6%	22.1%	
措置あり	18	7	10	25	60	
構成比	78.3%	100.0%	90.9%	69.4%	77.9%	
計	23	7	11	36	77	
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
措置内容	資料送付	13	5	7	20	45
	会議録送付	9	6	5	12	32
	職員説明	5	1	2	3	11
	計	27	12	14	35	88

(注) 1 平成12年度に開催された審議会等のうち欠席者のあった77機関を対象とした。

2 措置内容は複数回答のため、「措置あり」とした審議会等の数と一致しない。

カ 会議録の整備状況

会議録の整備状況は、表15のとおりで、平成12年度に開催された審議会等において、会議録を整備していないのは23機関となっており、要綱等設置の審議会等がその約80パーセントを占めている。

また、会議録を整備しているものについて署名者の確認状況をみると、法令必置及び条例設置の機関が約50パーセントある一方、要綱等設置の審議会等は86パーセント、法令任意の機関はすべてが署名者なしとなっている。

審議過程の透明性を確保し行政に反映させるためには、会議録の整備は基本と考えられるので、整備していない審議会等については改善が必要である。また、会議録への署名についても、その内容の正確性の担保ともなるので、特に附属機関については委員による署名の措置をとることが望ましい。

表15 会議録の整備の区分による審議会等の数

区 分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計
会 議 録 な し	1	2	2	18	23
構成比	3.8%	28.6%	15.4%	33.3%	23.0%
会 議 録 あ り	25	5	11	36	77
構成比	96.2%	71.4%	84.6%	66.7%	77.0%
署名者あり	14	0	5	5	24
署名者なし	11	5	6	31	53
計	26	7	13	54	100
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

キ 運営規定の整備状況

審議会等の定足数、議決方法等運営規定の整備状況は、表16のとおりである。

定足数、議決方法を規定している審議会等は、それぞれ68機関、71機関で、全審議会等145機関の半数にも満たないが、これは附属機関では約80パーセントの機関が規定している一方、要綱等設置の審議会等では約17パーセントの機関しか規定していないためである。また、多くの審議会等の会議で代理出席があるにもかかわらず、代理出席の規定があるのは15機関、委任状の規定があるのは2機関に過ぎない。

今後、運営規定等の見直しを行い、基本的なルールを明確にしておく必要がある。

表16 運営規定等の整備の区分による審議会等の数

区 分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計
定 足 数	29	9	18	12	68
過 半 数	27	8	18	10	63
そ の 他	2	1	0	2	5
議 決 方 法	31	10	18	12	71
多 数 決	27	7	16	7	57
全 員 一 致	0	2	0	4	6
そ の 他	4	1	2	1	8
代 理 出 席	3	2	1	9	15
委 任 状	1	1	0	0	2

ク 委員報酬単価の状況

審議会等の会議一回当たりの委員報酬（報償費）単価の状況は、表17のとおりである。

全審議会等のうち委員報酬又は報償費を予算に計上していないものは、要綱等設置の審議会等が19機関、廃止又は廃止検討中等の法令任意の機関が3機関である。

委員報酬（報償費）単価では、10,500円が最も多く、附属機関はすべてこの単価であり、次に多いのは9,500円で、これはすべて要綱等設置の審議会等となっている。

この他の単価については、要綱等設置の審議会等において30,000円が1機関（鳥取県美術資料収集評価委員会）、12,000円が1機関（鳥取県科学技術振興会議）、9,000円以下が17機関となっている。

表17 委員報酬(報償費)単価の区分による審議会等の数

区 分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計
30,000円	0	0	0	1	1
12,000円	0	0	0	1	1
10,500円	37	10	23	2	72
9,500円	0	0	0	32	32
5,000~9,000円	0	0	0	12	12
5,000円未満	0	0	0	5	5
な し	0	3	0	19	22
計	37	13	23	72	145

(注) 上記報酬とは別に、試験問題作成作業等のための報償費を支給する審議会等がある。

ケ 行政へ反映された活動成果の状況

平成12年度に全体会議が開催された93機関(法令必置23、法令任意7、条例設置13、要綱等設置50)の審議会活動により行政へ反映された成果の状況は、表18のとおりである。

審査結果とされたものもっとも多く、次に事業の執行改善等の参考とされたもの、予算化される等事業に反映されたもの、その他の順で、全体で延べ93機関が審議会等の活動成果が行政に反映されているとの回答になっているが、特になしとなっているものが5機関あり、これは主に要綱等設置の審議会等である。

特になしとなっているものは、主に予算又は制度に関する報告事項の伝達のみが終わっているものであるが、これらは設置目的が達成されているとはいいいないので、設置目的に沿い具体的活動成果が上がるよう、会議の在り方について見直しをする必要がある。

表18 活動成果の区分による審議会等の数

区 分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計
予算化される等事業に反映された	3	5	1	17	26
事業の執行改善等の参考とされた	4	1	3	21	29
審査結果とされた	15	1	9	8	33
その他	2	0	0	3	5
特になし	1	0	0	4	5
計	25	7	13	53	98

(注) 活動成果は複数回答のため、実際の審議会等の数と一致しない。

(4) 審議会等の公開状況

ア 会議の公開状況

平成12年度に開催された審議会等100機関について、会議の公開状況は表19のとおりであり、会議を非公開としたものは35機関となっている。

また、会議を公開とした65機関の会議開催の広報状況については、表20のとおりであり、広報しているものは45機関で、主にインターネット上の県のホームページの審議会等情報のコーナーへの掲載、報道機関への資料提供等によるものであり、広報していないものは20機関で、そのうち要綱等設置の審議会等が18機関である。

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第37条第2項の規定に基づき定められた審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針（平成12年3月31日鳥取県告示第218号。以下「公開指針」という。）により、平成12年4月1日以降原則公開とされ、会議の公開・非公開にかかわらず、インターネット上の県のホームページへの掲載等により県民及び報道機関への会議開催の周知に努めることとなっているので、今後とも公開指針に基づき、さらに可能な限り公開及び広報に努め、開かれた審議会等にしていく必要がある。

表19 会議の公開状況

区 分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計
公 開	14	6	7	38	65
構成比	53.8%	85.7%	53.8%	70.4%	65.0%
非 公 開	12	1	6	16	35
構成比	46.2%	14.3%	46.2%	29.6%	35.0%
計	26	7	13	54	100
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表20 会議開催の広報の状況

区 分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計
広報している	14	5	6	20	45
構成比	100.0%	83.3%	85.7%	52.6%	69.2%
広報していない	0	1	1	18	20
構成比	0.0%	16.7%	14.3%	47.4%	30.8%
計	14	6	7	38	65
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（注）平成12年度に開催実績のあった審議会等のうち、会議を公開とした65機関を対象とした。

イ 会議結果の公開状況

平成12年度に開催された審議会等の会議結果の公開状況は表21のとおりで、会議結果を公開していない審議会等の占める割合が多くなっている。

設置根拠別にみると、法令必置の機関が約70パーセント公開している一方、要綱等設置の審議会等は公開していないものが約70パーセントとなっており、法令任意及び条例設置の機関についても公開していない機関の割合が多くなっている。

会議録の公開については、公開指針により、公開した会議の終了後、県民室又は担当課での閲覧及びインターネット上の県のホームページへの掲載を行うこととなっているので、審議会等の活動状況を県民に明らかにするため、公開指針に基づく会議録の公開に一層努める必要がある。

表21 会議結果の公開状況

区 分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計
公 開	18	3	6	16	43
構成比	69.2%	42.9%	46.2%	29.6%	43.0%
非 公 開	8	4	7	38	57
構成比	30.8%	57.1%	53.8%	70.4%	57.0%
計	26	7	13	54	100
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(5) 整理統合の状況

審議会等の整理統合の状況は表22のとおりで、平成12年度中に廃止又は統合された審議会等は5機関、廃止又は統合を検討中のものは8機関となっている。

また、存続設置としたものが132機関あるが、この中には長期間開催されていない審議会等もある。

今回、存続設置としている審議会等においても、今後、設置目的又は必要性の見直しを行い、長期間開催されず、今後も開催見込みの低いもの、設置目的の達成により設置の必要性が低下しているもの、設置目的が他の機関と類似しているもの等については、整理統合を検討する必要がある。

表22 整理統合の区分による審議会等の数

区 分	法令必置	法令任意	条例設置	要綱等設置	計
存 続 設 置	34	10	23	65	132
構成比	91.9%	76.9%	100.0%	90.3%	91.0%
廃 止 ・ 統 合	1	2	0	2	5
構成比	2.7%	15.4%	0.0%	2.8%	3.4%
廃 止 検 討 中	0	1	0	4	5
構成比	0.0%	7.7%	0.0%	5.6%	3.4%
統 合 検 討 中	2	0	0	1	3
構成比	5.4%	0.0%	0.0%	1.4%	2.1%
計	37	13	23	72	145
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

4 審議会等調査項目集計表（主な項目）

番号	審議会等の名称	設置根拠	委員の選任に関する事項										運営状況に関する事項										公開状況に関する事項			廃止・統合の状況											
			委員数	選任区分						女性の登用率	70歳を超える委員	通算8年を超える委員	会議開催					運営規定の整備					活動成果	会議の公開	会議の広報		結果の公開										
				学識経験者	団体代表	利害関係者	県議員	県職員	他の行政機関の職員その他				回数	出席人数	出席率	代理者数	代理出席率	資料配付時期	欠席委員への事後措置	会議録の有無	定足数	議決方法						代理出席	委任状								
1	鳥取県防災会議	A	60				11	20	29	0	0.0	有		0																					継続		
2	鳥取県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会	D	10				3	1		0	0.0			1	8	80.0	5	62.5	事前	A	無													継続			
3	鳥取県私立学校審議会	A	10	2	8					4	40.0			2	19	95.0	0	0.0	事前	A、B	有	過半数	多数決												継続		
4	鳥取県個人情報保護審議会	C	4	4						1	25.0			0																				継続			
5	鳥取県情報公開審議会	C	5	5						1	20.0			有	10	44	100.0	0	0.0	当日		有	過半数	その他										継続			
6	鳥取県財産評価審議会	C	6	5						1	33.3			有	5	27	90.0	0	0.0	事前	D	有	過半数	多数決											継続		
7	鳥取県特別職報酬等審議会	C	0											0																					継続		
8	鳥取県自治研修所運営審議会	C	9	5				1	3	4	44.4			1	8	88.9	0	0.0	事前	B	有	過半数	多数決												継続		
9	鳥取県公務災害補償等認定委員会	C	3	3						1	33.3	有		有	2	5	83.3	0	0.0	事前	C	有	過半数	多数決											継続		
10	鳥取県公務災害補償等審査会	C	3	3							0	0.0		有	0																				継続		
11	鳥取県固定資産評価審議会	A	12	7				1	4	5	41.7			有	1	11	91.7	0	0.0	事前	B	有	過半数	多数決											継続		
12	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	C	0											0																					継続		
13	鳥取県同和対策推進協議会	D	17		3		3	9	2	0	0.0	有	有	0																					継続		
14	鳥取県差別事象検討会	D	10	6	1			2	1	2	20.0			1	10	90.9	1	10.0	当日	A、B	有														継続		
15	鳥取県科学技術振興会議	D	0											1	9	75.0	0	0.0	事前	D	有															継続	
16	鳥取県総合開発審議会	C	0											0																						継続	
17	中海地区新産業都市建設協議会	B	0											0																						廃止検討	
18	鳥取県バス交通問題協議会	D	17		6		3	5	3	0	0.0	有	有	2	26	76.5	12	46.2	当日	A	無															継続	
19	鳥取県観光総合審議会	C	0											0																						継続	
20	鳥取県立水ノ山自然ふれあい館運営協議会	D	11	7	1			2	1	3	27.3			1	6	54.5	1	16.7	当日	A	有	過半数	多数決													継続	
21	鳥取県景観審議会	C	15	5	1				3	6	3	20.0	有	1	13	92.9	1	7.7	事前	A、B	有	過半数	多数決													継続	
22	鳥取県社会福祉審議会	A	34	18	13		1		2	13	38.2	有	有	21	205	77.5	6	2.9	事前	A	有	過半数	多数決													継続	
23	鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	D	31	3	23		1		4	6	19.4	有		2	40	65.5	11	27.5	事前	A	有															継続	
24	鳥取県精神保健福祉審議会	A	5	5						3	60.0	有		12	36	100.0	0	0.0	当日		無															継続	
25	鳥取県精神医療審査会	A	9	2						7	2	22.2	有	12	62	96.9	0	0.0	当日	D	有	その他	多数決													継続	
26	鳥取県障害者施策推進協議会	A	14	3	8			2	1	6	42.9	有		0																						継続	
27	鳥取県高齢化社会対策推進本部	D	18	2	10		1	3	2	1	5.6	有	有	0																						廃止検討	
28	鳥取県介護保険審査会	A	21	15					3	3	4	19.0	有	12	40	92.6	0	0.0	事前	B	有	過半数	多数決													継続	
29	鳥取県国民健康保険審査会	A	9	3					3	3	2	22.2	有	0																						継続	
30	鳥取県保育士試験委員	A	10	7					3	5	50.0	有		3	26	86.7	0	0.0	当日	A、B、C	有															継続	
31	鳥取県医療審議会	A	24	7	8	6	2		1	8	33.3	有	有	2	27	84.0	1	3.7	事前	A	有	過半数	多数決														継続
32	鳥取県看護婦試験委員	A	8	1						7	4	50.0	有	2	14	87.5	0	0.0	当日	C	有															継続	
33	鳥取県麻薬中毒審査会	A	0											0																						継続	
34	鳥取県薬事審議会	B	0											0																							廃止・統合
35	鳥取県成人病検診管理指導協議会	D	52	34				12	6	6	11.5			16	143	100.0	0	0.0	事前		有															継続	
36	鳥取県寝たきりゼロ推進本部	D	0											0																						廃止検討	
37	鳥取県母子保健対策協議会	D	8	5				2	1	1	12.5			2	15	93.8	0	0.0	事前	A、B	有															継続	
38	鳥取県特定疾患対策協議会	D	17	16				1		0	0.0			12	72	100.0	0	0.0	当日		有															継続	
39	鳥取県小児慢性特定疾患対策協議会	D	6	5				1		0	0.0			12	36	100.0	0	0.0	当日		有															継続	
40	鳥取県感染症危機管理対策協議会	D	22	8	7			7		0	0.0			12	69	95.8	0	0.0	当日	D	有															継続	
41	鳥取県エイズ対策推進協議会	D	0											0																						継続	
42	鳥取県8020運動推進協議会	D	22		13			8	1	4	18.2	有		3	27	87.5	7	25.9	当日	A、B	有															継続	
43	東部健康福祉センター運営協議会	D	19	2	12			2	3	5	26.3	有		2	36	94.7	8	22.2	事前	B	有															継続	
44	中部健康福祉センター運営協議会	D	18	2	12			2	2	6	33.3			2	32	88.9	8	25.0	事前	C	有															継続	
45	西部健康福祉センター運営協議会	D	19	3	11			2	3	5	26.3	有		2	22	57.9	1	4.5	事前	A、B	有																継続
46	鳥取県鳥取保健所結核診査協議会	A	5	2				3		0	0.0			24	106	88.3	0	0.0	当日	D	有	過半数	多数決													継続	

